

世代をつなぐ 農村まるごと保全向上対策

活動事例集



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



【令和3年3月】

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

はじめに

日頃より、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」（以下、「本対策」という。）の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

とりわけ今年度は、新型コロナ禍の感染防止対策を図りながら着実に農地・農業水利施設の保全管理に取り組んでいただき重ねて感謝申し上げます。

さて、本対策は平成 19 年度から国の事業「農地・水・環境保全向上対策」として始まり、平成 27 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく「多面的機能支払交付金」として実施され、制度開始から 14 年が経過しました。

この間、県内の取組面積は、平成 19 年度の約 3 万 2 千 ha から令和 2 年度には約 3 万 6 千 ha に拡大し、県内農振農用地面積の約 7 割を占めるなど全国トップクラスの取組を展開していただいております。

令和 2 年度に実施した活動組織に対するアンケート調査では、「水質が向上するなど環境保全効果が出ている」「施設の保全管理が図られ今後も安心して農業を続けられる」や「担い手や農地集積など集落の未来を話し合うきっかけとなった」といった声が多く寄せられ、農業・農村の持続的発展につながる成果を実感したところです。

人口減少や高齢化が進行し、農村地域を取り巻く環境は依然厳しい状況ですが、新型コロナ禍を経て、豊かな自然環境を有する農村の価値が再評価されており、この機運を田園回帰の動きとも連動させ、関係人口の創出や農村協働力の強化など新たな時代を見据えた取組につなげていくことが重要です。

この様な状況も踏まえ、より効果的に取組を進めていただくため、「多様な主体との連携」や「琵琶湖システムの保全・活用」に関する事例や組織へのアンケート調査に基づく「施策評価」の結果などを取りまとめた活動事例集を作成いたしました。本事例集が、活動組織の皆様にとって更なる活動の充実・発展のための一助となれば幸いです。

令和 3 年 3 月

世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会
会長 西川 忠雄

目次

第1章	本対策の経緯	3
第2章	本対策のしくみ	3
第3章	活動事例集～効果的な取組に向けて～	3
第4章	日本農業遺産認定「琵琶湖システム」の保全・活用に向けて	35
	1. 「豊かな生きものはぐくむ水田」に取り組みませんか	35
	2. 取り組みの手順	36
	3. 取り組み例	37
	4. 「琵琶湖システム」ロゴマークについて（参考）	39
第5章	共同活動の安全対策について	41
	1. 背景	41
	2. 安全活動等の前の安全点検	41
	3. 機械の安全使用に関する研修会の受講	41
第6章	地域資源保全管理構想の策定	43
第7章	新型コロナウイルス対策について	45
第8章	施策評価	48
	1. 本対策の目的	48
	2. 施策評価の考え方	48
	3. 本対策の取組状況	48
	①農地維持支払	48
	②資源向上支払（共同活動）	50
	③資源向上支払（長寿命化）	52
	④近年の取組状況	53
	⑤実施体制	54
	4. 本対策の効果の評価	60
	①地域資源の適切な保全管理	60
	②農村環境の保全・向上	63
	③農業用施設の機能増進	65
	④農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献	66
	⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献	67
	⑥地域防災・減災力の向上	69
	⑦本対策の実施による多面的機能の維持・発揮について	70
	⑧まとめ	77
	本対策における課題と今後の取組方針	

第1章

本対策の経緯

平成19年度	農地・水・環境保全向上対策(県：世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策)開始 ◇農地・農業用水利施設等の地域資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組(1階)と、環境保全に向けた先進的な営農活動(県の環境こだわり農業)(2階)を総合的に支援
平成23年度	農地・水保全管理支払に変更 ◇環境保全型農業直接支払(本県の環境こだわり農業)を切り離し
平成26年度	日本型直接支払制度が創設 ◇多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の創設
平成26年6月	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」制定
平成27年度	同法律に基づく事業として実施

第2章

本対策のしくみ

- 本対策は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金で構成され、農地維持支払交付金(以下、農地維持支払という。)は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動および地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援するものです。
- 資源向上支払交付金は、地域共同による施設の軽微な補修および農村環境の保全を図るため「標準型」、「環境保全型」、「防災減災型」および「生態系保全型」から地域の実情に応じていずれかを選択し、地域資源の質的向上を図る共同活動(以下、「資源向上支払(共同活動)」という。)ならびに老朽化が進む農業用の用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動(以下、「資源向上支払(長寿命化)」という。)を支援するものです。

第3章

活動事例集～効果的な取組に向けて～

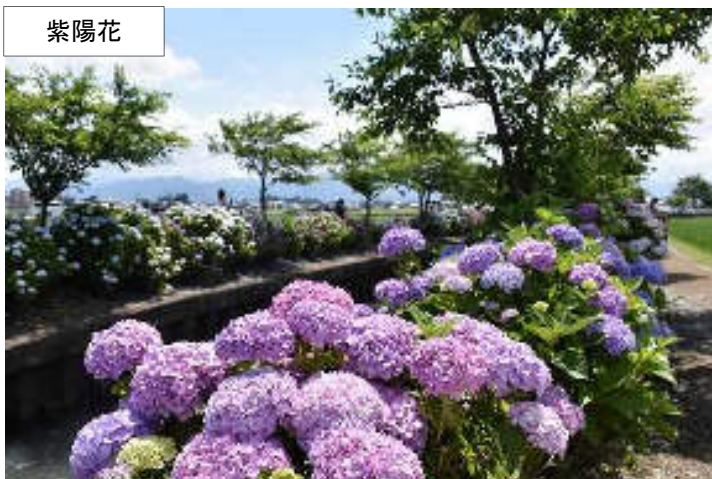
- 活動を通して地域の活性化につながった44の活動事例を「(1)地域の実情に応じた活動」、「(2)活動継続や負担軽減に向けて」、「(3)多様な主体との連携」、「(4)女性の参画」、「(5)生態系保全を契機とした地域振興」、「(6)新興住民の参画による地域コミュニティ再生」の6つのテーマに分けて紹介します。

活動事例集・目次

テーマ		ページ
(1) 地域の実情に応じた活動		
①	景観形成活動の様々な取組	5
②	水質保全活動	5
③	生態系保全(豊かな生きものを育む水田づくり)	6
④	活動を周知・PRするための活動	6
⑤	防災・減災活動(甲賀市)	7
〃	〃 (東近江市)	8
⑥	やすらぎ・福祉および教育機能の活用(米原市)	9
⑦-1	長寿命化対策:効果的効率的な直営施工(近江八幡市)	10
⑦-2	〃 :効果的効率的な外注工事(竜王町)	11
〃	〃 :効果的効率的な外注工事(日野町)	12
(2) 活動継続や負担軽減に向けて		
I 高齢化や後継者不足により共同活動の継続が困難な場合の対応策		
①	市町単位での広域化(近江八幡市)	13
〃	〃 (高島市)	14
②	土地改良区単位で合併(米原市)	15
③	複数組織の合併(彦根市)	16
〃	〃 (米原市)	17
II 作業の省力化技術の導入		
①	大型機械の活用	18
②	グランドカバープランツによる労力軽減	18
③	その他(防草シート)	19
(3) 多様な主体との連携		
①	大学との連携(大津市)	20
②	土地改良区との連携(守山市)	21
〃	〃 (東近江市・近江八幡市)	22
〃	〃 (彦根市)	23
③	企業との連携(野洲市)	24
④	集落営農組織との連携(甲賀市)	25
〃	〃 (甲良町)	26,27
⑤	小学校との連携(草津市)	28
〃	〃 (長浜市)	29
(4) 女性の参画		
①	活動組織への女性役員としての参画(東近江市)	30
②	女性グループの活躍(豊郷町)	31
〃	〃 (長浜市)	32
(5) 生態系保全を契機とした地域振興(東近江市)		33
(6) 新興住民の参画による地域コミュニティ再生(甲賀市)		34

(1)①景観形成活動の様々な取組

紫陽花



宮荘町環境保全協議会（東近江市）

ひまわり



グリーン小沢
（長浜市）

ヒガンバナ



辻越ドジョウ保全ネット
（栗東市）

芝桜



木浜の資源環境を守る会
（守山市）

(1)②水質保全活動

透視度調査



蔵町地域まるごと保全会
（栗東市）

浄化池の維持管理



三田町まるごと会
（長浜市）

(1)③生態系保全(豊かな生きものを育む水田づくり)

生き物観察会



広域たかしま (高島市)

冬みずたんぼ



桜の里 (野洲市)

生き物観察会



西阿閉地域環境保全隊 (長浜市)

(1)④活動を周知・PRするための活動

広報誌



北山田町未来環境を世代につなぐ会 (草津市)



宇根野ヶ原を守る会 (長浜市)

(1)⑤防災・減災活動 「おき椿の郷保全委員会」(甲賀市)

地区概要

対象農用地面積	約40ha(田:39.96ha)
資源量	水路7.6km、農道5km、ため池6箇所
構成組織数と構成員	農業者:個人45名、団体1団体 非農業者:団体8団体
事業費	約140万円

地区の状況

- 兼業農家が多い隠岐集落は水稻が盛んで、集落が9つの区域に分かれている。
- 昭和50年代に実施したほ場整備により2箇所の貯水池が造成され、既存のため池4箇所を加えて現在6箇所のため池を保全管理している。

活動開始前の状況や課題

- 自治会が中心となって農業用施設の維持管理を行っていたが、定期点検が実施されていなかったため、施設全体の状況把握が十分ではなく、補修等が適切にできていなかった。

取組内容

- 毎年、定期的なため池の点検、草刈り、補修を実施。
- 防火用水を兼ねるため池の点検を消防団と連携して実施。
- 年に1箇所のため池の水抜きと泥上げを実施。
- ため池の水を抜く際には、外来種(ブラックバス等)の駆除も実施。
- 集落に近いため池では、鯉の放流等のイベントを開催。

取組効果

- 定期的な点検により施設の的確な状況把握と効率的・計画的な補修に取り組んでいる。
- 消防団と連携した活動が可能となった。
- ため池の多面的機能が発揮されている。

今後の展望

- 過去に水害経験はないが、近年の異常気象への対応として、台風期前等の水位調整により洪水被害を未然防止するなどため池の多様な役割について地域で共有を図り、引き続き、まるごと保全対策によりため池を守っていききたい。



補修作業



ため池の点検



草刈りの様子

(1)⑤防災・減災活動 「野村町穂たる会」(東近江市)

地区概要

対象農用地面積	約41ha(田:38.73ha 畑:1.42ha)
資源量	水路7.3km、農道2.3km
構成組織数と構成員	農業者:個人52名、団体3団体 非農業者:個人30名、団体7団体
事業費	約158万円

地区の状況

- 東近江市の西部に位置する野村町は、水稻を中心に麦や大豆の栽培が盛んな農村地域で、地域の中を八日市新川が流れている。
- まるごと保全には、制度が始まった平成19年度から取り組み、「農事組合法人野村町営農組合」が組織の中心となって活動を牽引している。

防災・減災活動の取り組み開始前の状況

- 平成21年に完了したほ場整備事業において、ほ場の大区画化や農道・用排水路等と一体で畦畔や一筆排水口も整備されたことにより水田の雨水貯留機能が高まった。
- 近年、豪雨災害の多発化により防災・減災意識が高まる中、水田の貯留機能を活かした「田んぼダム」に平成29年から取り組んでいる。

取組内容

- 田んぼダムでは、水田に設置されている一筆排水口7か所/筆のうち1~2か所に洪水調節用堰板を設置している。
- 大雨前には、水田の水位に応じて堰板を調整し、大雨後には現地の災害の有無等を巡回確認している。
- 水田の貯留機能を維持するため、グランドカバープランツで畦畔の保全を図っている。

取組効果

- 田んぼダムの実施により洪水被害軽減効果を発揮するなど地域の安全安心の向上につながっている。
- 水位調整のために自動給水栓を設置するなどICT技術導入につながった。
- グランドカバープランツにより畦畔の維持保全に加え景観形成にも寄与している。

今後の展望

- 今後も、地域の暮らしの安全安心の向上に向け、田んぼダムの取り組みを継続したい。



(1)⑥ やすらぎ・福祉および教育機能の活用 「入江干拓環境保全の会」(米原市)

地区概要

対象農用地面積	約184ha(田:179.16ha、畑:4.16ha)
資源量	水路:35.6km、農道:19.4km
構成組織数と構成員	農業者:個人581名、団体2団体 非農業者:個人25名、団体3団体
事業費	約637万円

地区の状況

○入江干拓環境保全の会では、平成24年度からまるごと保全に取り組んでおり、水士里ネット入江干拓の受益地である「磯」と「入江」の農地を対象に、農地維持支払と資源向上支払を活用しながら農業用施設の維持管理を行っている。

活動開始前の状況や課題

- 干拓地の東側では、県営経営体育成農地整備事業(入江地区)による施設更新とあわせて環境との調和への配慮の観点から関係集落の子供会と連携した生きもの観察会に取り組んできた。
- 生きもの観察会の開催にあたっては子供たちの参加確保に苦慮していた。

取組内容

- まるごと保全により、米原小学校との連携により、小学5年生を対象とした田植え体験や水生生物観察会、稲刈り体験などに取り組み、交流を図っている。
- 毎年、収穫したお米を学校へ届け、家庭科の授業で利用してもらうなど地産地消・食農教育を進めている。

稲刈り体験



取組効果

- 学校との連携が進み、生きもの観察会に毎年多くの小学生が参加してくれるようになった。
- 数年前から耕作者や土地改良区が感謝祭に招かれ、小学5年生が作った野菜の味噌汁や学校田のお米と一緒に味わったり、創意工夫した催し物などを通して交流が深まった。

今後の展望

- 引き続き、干拓地や地域農業などに対する理解促進に向け、小学校と連携した「学校田」の取組を継続したい。

(1)⑦-1 長寿命化対策:効果的効率的な直営施工 「近江八幡市農村まるごと広域協議会- チーム多賀なたねの郷」(近江八幡市)

地区概要

対象農用地面積	約40ha (田:39.11ha、畑:0.05ha)
資源量	水路:10km、農道:5km
構成組織数と構成員	農業者:個人13名、団体3団体 非農業者:個人2名、団体4団体
事業費	約309万円 (農地維持:86万円 資源向上:51万円 長寿命化:172万円)

地区の状況

- ほ場整備事業完了から30年以上が経過し、地区内の農業水利施設の多くが老朽化している。
- まるごと保全の長寿命化対策に取り組み、在来生物の生態系保全に配慮した排水路の整備と施設の更新を一体的に行っている。

活動開始前の状況や課題

- 農業者の減少や高齢化が進行する中、地域農業や農地・農業用水利施設の維持・保全が喫緊の課題であった。
- また、在来生物の生息地にもなっている西の湖とつながる農業用水路の保全更新が必要であった。

取組内容

- 資源向上(長寿命化)「生物多様性水路整備」の活用により、コイ、ナマズ、フナなどの生態系に配慮した排水路整備を直営で実施。

①整備方法

水路の更新整備+魚巣ブロック設置

②整備内容

幹線排水路 延長150m 概算工事費950万円



排水路の補修状況

取組効果

- 魚巣ブロック整備によりニゴロブナ、コイ、ナマズ等の生態系保全が図れた。
- 老朽化した排水路の更新整備により水路機能の維持増進が図れた。

今後の展望

- 引き続き、生物多様性水路整備により施設の長寿命化に取り組み、水路機能の維持増進と農村環境の保全・向上を図っていきたい。

(1)⑦-2長寿命化対策:効果的効率的な外注工事 「グリーンパルズ新村」(竜王町)

地区概要

対象農用地面積	約42ha(田:30.20ha、畑:11.73ha)
資源量	水路:12.2km、農道:4.7km、ため池:3箇所
構成組織数と構成員	農業者:個人26名、団体2団体 非農業者:個人49名
事業費	約133万円

地区の状況

- 当地区は竜王町南西部に位置し、日野川流域土地改良区管理の蒲生頭首工を用水源として米をはじめ果樹等の生産が盛んな地域である。
- ほ場整備後約40年が経過し、老朽化が進む開水路(用排水路)や農道の長寿命化に取り組んでいる。
- ため池の生きもの観察会や水質調査などの環境保全活動にも積極的に取り組んでいる。

活動開始前の状況や課題

- 開水路のひび割れや摩耗の進行により漏水等が発生し営農に支障をきたしていた。
- 組織構成員の高齢化が進む中、これまでの住民自らによる施設の補修が困難となってきたことから、地域でいかに機能維持を図っていくかが課題となっていた。

取組内容

- 用水路施設(コンクリート製三面張り水路)の機能診断の結果、シーリング材による漏水対策が必要となり、外注工事により対策を講じた。

取組効果

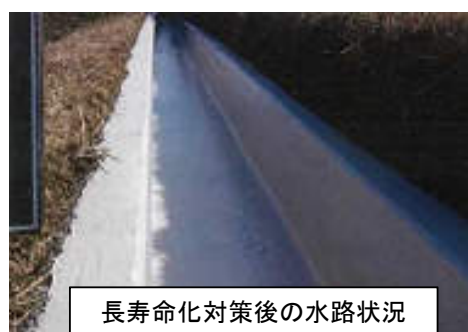
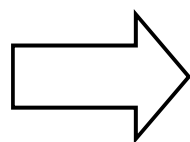
- 外注工事により適切に対策を行い、耐摩耗性、耐水性を確保し用水機能の維持増進が図れた。
- 「安心して農業に取り組めるようになり、今後も頑張れる」といった声も聞かれ農家の営農意欲向上につながっている。

今後の展望

- 引き続き、安心して農業を続けられるよう施設の点検・維持補修に適切に取り組みたい。



長寿命化対策前の水路状況



長寿命化対策後の水路状況

(1)⑦-2長寿命化対策:効果的効率的な外注工事 「世代をつなぐ小野まるごと保全向上対策協議会」 (日野町)

地区概要

取組面積	約28ha(田:27.65ha)
資源量	水路:9km、農道:9km、ため池:4箇所
構成組織数と構成員	農業者:個人17名、団体2団体 非農業者:個人12名、団体6団体
事業費	約218万円

地区の状況

○「日野北部Ⅱ期地区県営ほ場整備事業」の完了から30年以上が経過し、農業水利施設の老朽化による漏水等が発生するなど営農に支障をきたしている。



長寿命化事業取組前の水路

活動開始前の状況や課題

- ほ場整備後、30年以上が経過し、経年劣化などによる用水路の老朽化がみられるため、農業用水路の長寿命化に取り組んできた。
- 農業従事者の減少や高齢化により、今後の農地・農業用施設の適切な維持管理・保全が課題となっていた。

取組内容

○用水路施設(コンクリートU字溝)の機能診断の結果、ひび割れや沈下等への対応が必要となり、長寿命化交付金を活用し外注工事により対策を講じた。



【用水路の外注施工】

取組効果

- 水路の長寿命化に取り組み、水路機能の維持増進が図れた。
- 今後も安心して農業に取り組めるといった農家の声も聞かれる。

今後の展望

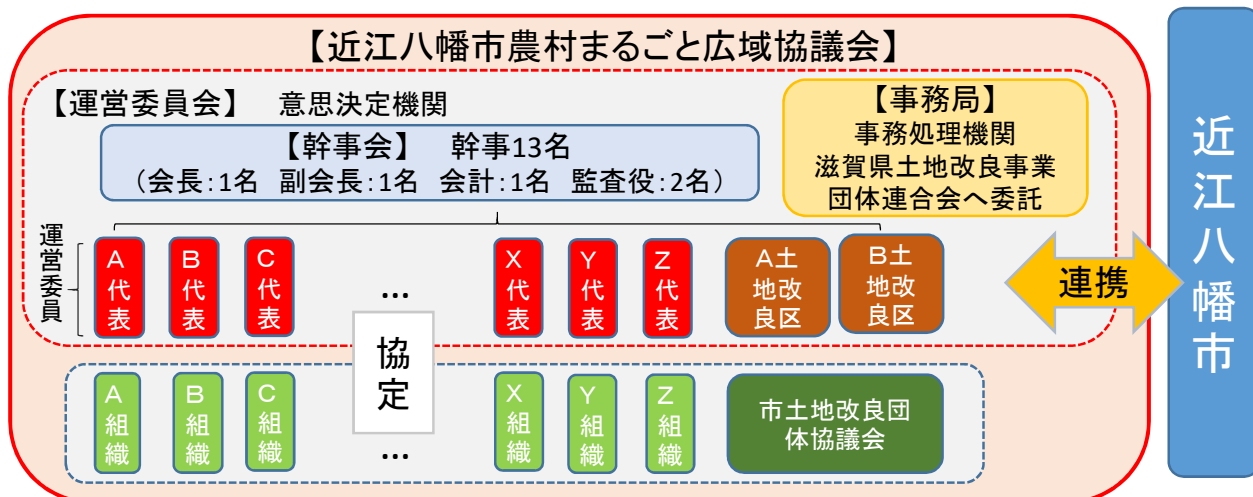
○引き続き、安心して農業を続けられるよう施設の点検・維持補修に適切に取り組みたい。

(2) | ①市町単位での広域化「近江八幡市」

地区概要

対象農用地面積	約3,091ha(田:2,985.19ha、畑:105.15ha、草地:0.04ha)
面積カバー率	3,090ha/4,380ha(市内全農用地面積R2.3.31時点) 70.5%
資源量	水路:745km、農道:343km、ため池:2箇所
構成組織数と構成員	構成組織数:59組織 農業者:個人1,272名、団体202団体 非農業者:個人1,278名、団体282団体
事業費	約11,244万円 (農地維持:6,708万円 資源向上:3,995万円 長寿命化:541万円)

運営委員会と活動組織等の関係



設立経緯

- 平成19年度のまると保全開始から10年が経過し、各活動組織における事務手続きの煩雑化等による事務負担の増加に加え、構成員の高齢化や事務担当役員の担い手不足などの課題が顕在化していた。
- 「事務にかかる負担の軽減や交付金を効果的・効率的に活用したいが何とかならないか」といった活動組織の声を多く聞き、その対応策として組織の広域化を推進することとなった。

実感できる効果

- 事務局の一元化により技術研修会等の開催や手引きの作成・配布、中間指導、日常的な相談・指導など活動組織に応じたきめ細かな対応が可能となった。
- 活動組織の事務作業にかかる負担軽減が図れ、活動組織は活動に専念することが可能になった。
- 組織ごとに行う必要があった生きもの調査等を隣接集落や水系単位等で効率的・効果的に実施することが可能となった。13

課題および今後の展望

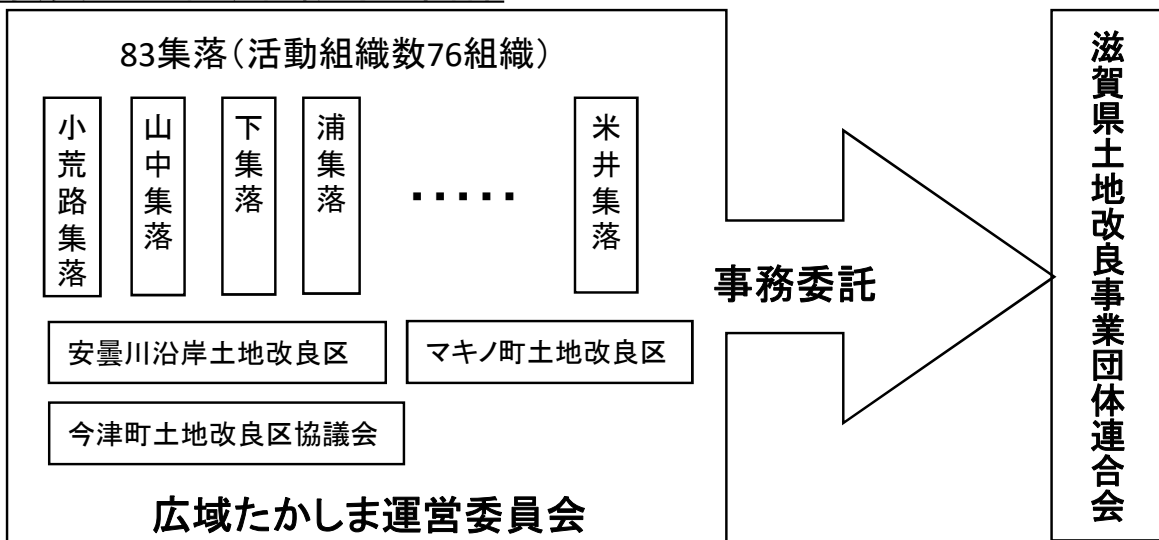
- 今後更に構成員の高齢化や減少が進む中、参加組織の活動や事務処理を相互に扶助する体制の強化が必要である。
- 市内全域の地域資源の適切な保全管理に向け、未取組集落に対する説明会等において制度内容や広域化のメリットを丁寧に説明し、取組拡大を図っていく。

(2) | ①市町単位での広域化「高島市」

地区概要

対象農用地面積	約2,322ha(田:2,208.38ha、畑:111.46ha、草地:2.16ha)
資源量	開水路:638.9km、農道:273.1km、ため池:11箇所他
構成組織数と構成員	構成組織数:76組織 農業者:個人1,672名、団体68団体 非農業者:個人2,709名、団体178団体
事業費	約13,688万円

運営委員会と活動組織等の関係



設立経緯

- 農業者の高齢化や減少に伴い、活動組織から以下の声が多く聞かれた。
「事務の引き受け手がなく、特定の人に事務が集中する。」
「現状では事務担当者があるが、将来を見据えると厳しい」
「制度見直しが毎年のように行われ、組織内で制度への理解が進まない。」
- ⇒事務処理と現場での活動の役割を分担し、持続的な活動が可能な体制づくりのため、広域活動組織『広域たかしま』を設立し、事務を外部委託。

実感できる効果

- 活動組織の事務負担が軽減された。
- 制度を熟知した団体に事務を委託することで会計検査等への対応に係る不安が解消された。
- 事務経費の持越しを行うことで、年度当初の活動がスムーズに行えるようになった。
- 長寿命化の交付金について、取組面積の大小にかかわらず、傘下組織間での融通が可能となった。

課題および今後の展望

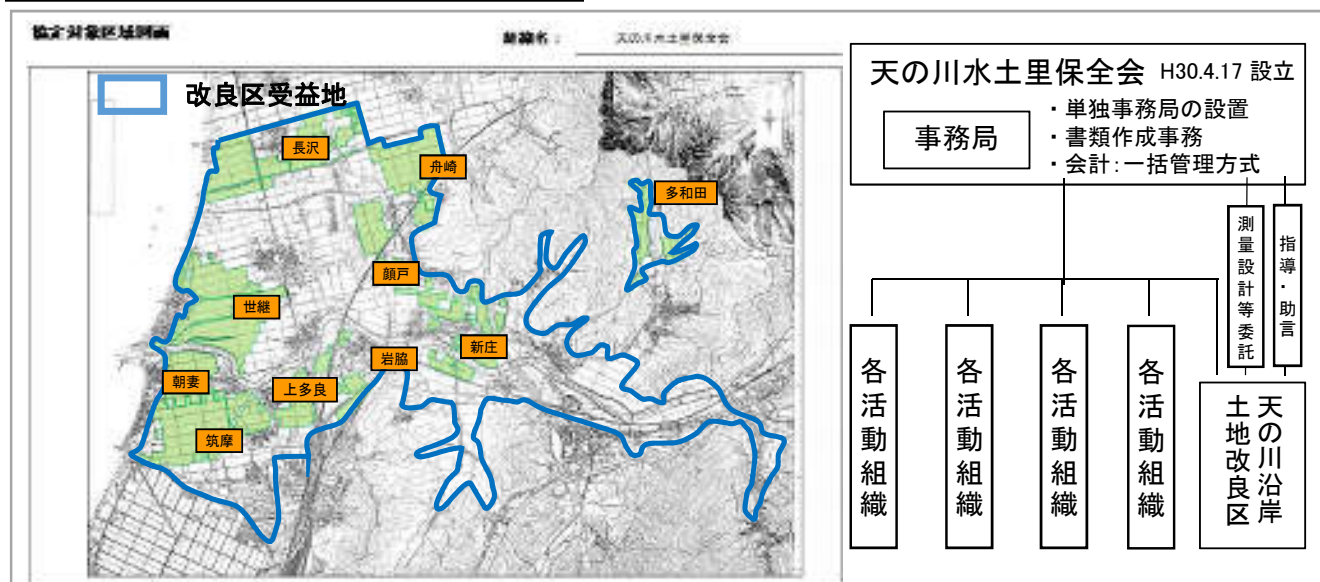
- 短期間で担当役員が交代する活動組織があるため、制度内容を十分に説明し、活動の適正化を図っていく必要がある。
- 取組面積が小さく、交付金額の少ない活動組織に対して活動に必要な最低限の交付金を配分する仕組みを設けるなど持続的な活動につながる体制づくりを目指す。

(2) ② 土地改良区単位で合併 「天の川水土里保全会」(米原市)

地区概要

用地対象農積	約347ha(田:339.29ha、畑:7.61ha)
資源量	水路:69km、農道:33.2km、ため池:2箇所、獣害柵:8.4km
構成組織数と構成員	農業者:個人110名 団体14団体 非農業者:個人211名 団体40団体
事業費	約1,143万円

土地改良区と活動組織等の関係



設立経緯

- 改良区管内におけるまると保全の取組は、平成19年は全25集落のうち7集落、平成29年は10集落と少なく、また、取組集落と非取組集落で施設管理の程度に差が出てきており、改良区として全体的に維持管理の質的な底上を図る必要があった。
- 保全活動開始後10年を前に、小規模のためメリットを見出せず取組を断念する集落が複数あった。
- このため、改良区で事務委託を行う旨の説明会を行ったところ、広域組織の設立を要望する声が多く、新規集落を含めた10集落の参加を得て広域組織を設立した。

実感できる効果

- 活動組織の事務負担が軽減され、会計と事務の一括管理方式により適正化が図られた。
- 組織間での交付金の融通により、小規模組織の応援や中山間部で台風被害の多かった組織の補修対応が円滑に実施できた。
- 各活動組織の情報交換が容易になり、活動の幅が広がった。

課題および今後の展望

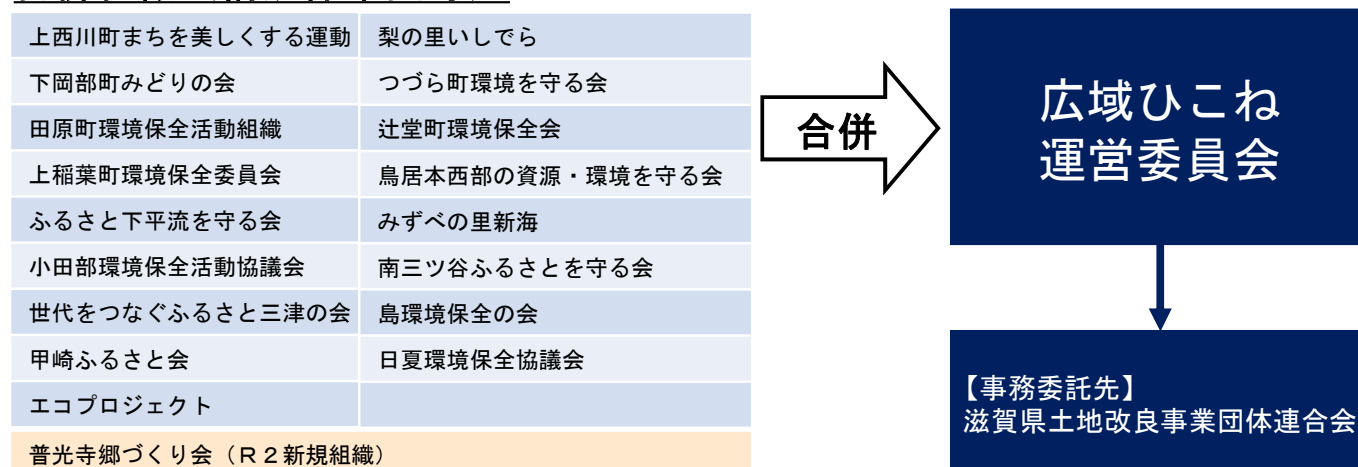
- まると保全が始まってから12年目で広域組織を設立したため、それぞれの独自性を尊重した面があり、活動内容、報告の頻度や様式が統一できていない。
- 広域組織への参加を増やすのはもとより、まずは管内のまるとの取組率を上げていきたい。
- 広域組織のメリットの発揮と土地改良区との関わり方について今後も検討が必要。

(2) | ③ 複数組織の合併 「広域ひこね運営委員会」(彦根市)

地区概要

対象農用地面積	約734ha(田:708.22ha、畑:24.90ha)
資源量	水路:147.4km、農道:85.6km
構成組織数と構成員	構成組織数:18組織 農業者:個人161名、団体19団体 非農業者:個人132名、団体60団体
事業費	約2,541万円

合併組織 (構成体系図等)



合併経緯

- 事務が煩雑であることや事務担当後継者が見つからないことを理由に活動を終了する組織が出てくるなど、組織の活動継続に不安があった。
- 今後も安定して活動を続けてもらうため、市の主導により平成30年度から広域組織の設立を目指した。
- 市内の全組織参加による広域組織設立を目指したが、各組織の体制や事務負担金との兼ね合いから最終的に18組織が参加に合意し、令和2年6月に設立した。

実感できる効果

- 事務局による書類の作成・とりまとめにより、各組織の負担が減った。
- 活動内容から交付金の使い方まで一貫した事務局の指導助言により、充実した活動が行えるようになった。
- 生きもの観察会などこれまで組織単独で企画する必要のあった活動が事務局の企画による活動に参加することで、組織の負担を減らすことができた。
- 担当者同士で会う機会が増え、他の組織とも交流が図れるようになった。

課題および今後の展望

- 市内全組織に参加してもらえるよう一緒に活動したいと思えるような広域組織にしたい。
- 広域組織運営には各組織に一定の負担が伴うため、現在単独で活動する組織に対し広域化のメリットをいかに伝えるかが課題。
- 組織の担当者が気軽に来所し、情報共有ができる事務所にしたい。
- 組織から要望等を聞きながら事務負担の更なる軽減を図りたい。

(2) ③ 複数組織の合併 「東草野農地保全会」(米原市)

地区概要

対象農用地面積	約64ha(田:63.86ha、畑:0.14ha)
資源量	水路30.2km、道路17.7km
構成組織数と構成員	農業者:個人1名、団体3団体 非農業者:個人7名
事業費	約166万円

合併組織 (構成体系図等)

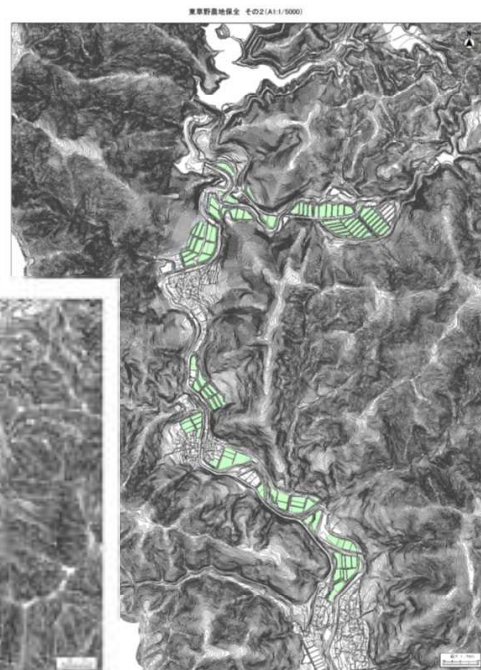
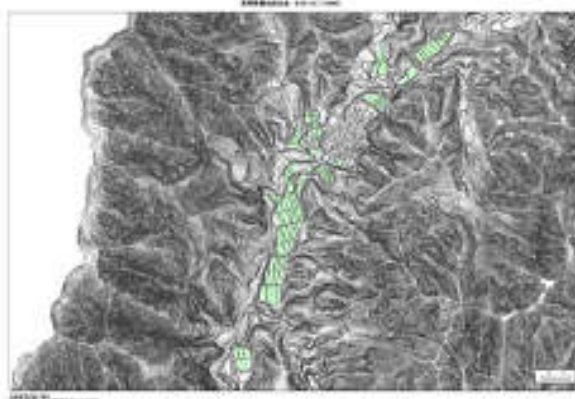
甲津原地域資源保全会
曲谷地域資源保全会
甲賀地域資源保全会
板並農地を守る会



東草野農地保全会

合併経緯

○集落ごとの取組、申請手続きを一元化することにより事務の負担軽減・省力化を図るべく、旧東草野村のうち、従来から自治会組織、営農組織のつながりがあり、地域リーダーの呼びかけに応じて、思いが一致した4集落で組織を合併した。



実感できる効果

○令和2年度からは、中山間地域等直接支払交付金の集落協定も一本化し、農地保全の取り組みが一本化できた。このことにより、草刈り機械の導入など各種の取組に余裕が生まれ活動の幅が広がった。

課題および今後の展望

○東草野全体の環境が効率よく守られ向上していくよう、合併による効果発揮を十分図るなど周辺の集落にも好影響を与えながら取組を拡大していきたい。

(2) II 作業の省力化技術の導入

① 大型機械の活用

「堂の里を守る会」 (大津市)

◆導入前

多人数での手刈りや自走式草刈機を使用していた。

◆導入効果

- 大型トラクターの使用による省力化
 - 安全性の向上 (密を避け、斜面での作業を安全に行うことができる)
 - 作業効率の向上 (エアコン付きで、長時間作業ができる)
- ※機械が重いため、地面の固い農道沿のみ可



「春日エコ保全クラブ」 (甲賀市)

◆導入前

泥や草の堆積に加え多くの外来魚が生息するため池の適切な保全に多くの労力を要していた。

◆導入効果

ため池の水を抜き、外来種は駆除、在来種は保護しながら重機を利用した浚渫に取り組み、ため池の機能を維持・回復できた。



② グランドカバープランツによる管理労力の軽減

「加納の郷保全会」 (長浜市)

◆導入前

排水路沿いの草刈り作業は危険が伴い、また労力や手間がかかるなど大きな負担となっていた。

◆導入効果

草刈り作業の労力の軽減と美しい農村景観を創出することができた。



(2) II 作業の省力化技術の導入

③ その他(防草シート)

近江八幡市農村まるごと広域協議会「野村町農村保全の会」
(近江八幡市)

◆導入前

約282haにわたる広大な農地の保全管理を行ってきたが、農業者の高齢化により水路の法面等の草刈りもままならない状態であった。

◆導入効果

防草シートを水路法面に被覆することで、雑草の繁茂を抑制し、作業の省力化を図れた。加えて、急傾斜法面での作業が減り、活動の安全性が向上した。



「山面ふるさと保存会」(竜王町)

◆導入前

活動当初は、農家が所有する草刈り機による草刈りを行っていたが、多くの労力と時間を要することから防草シートを検討。

◆導入効果

会員の草刈り作業が軽減され、危険を伴う作業もなくなった。



けやきの郷を守る会(長浜市柏原)

◆導入前

参加者総出での草刈り作業が大きな負担となっていた。

◆導入効果

防草シート設置により草刈り等にかかっていた労力を他の活動に振り替えることができた。



(3) ①大学との連携 「世代をつなぐ牧づくり協議会」(大津市)

地区概要

対象農用地面積	約31ha(田:29.77ha、畑:0.35ha)
資源量	水路7.3km、農道6.2km
構成組織数と構成員	農業者:個人85名・団体2団体、非農業者:団体3団体
事業費	約212万円

地区の状況

- 平成19年度の制度開始に伴い「農事組合法人ふぁーむ牧」が営農活動に、「世代をつなぐ牧づくり協議会」が水路・農道等の保全活動にと役割分担して取り組むことで、農村地域を守り次世代につなげる活動を行っている。

連携開始前の状況や課題など

- 農業者の高齢化や減少により、耕作できない農地が少しずつ増加していた。
- 龍谷大学農学部開設(平成27年度)に伴い、地区の農地を借り受けて実習農場・実習棟が建設され、平日は大学教員が常駐しながら数百人規模の学生の実習が行われていた。(全国的にも珍しい形態)

連携した取組内容

- 地域の活性化に向け、龍谷大学と連携を図りながら大学教員など有識者等により「牧町地域農業講座」と題した研修会を平成30年度から毎年開催している。
- 研修を通じて、農業に関する知識を深めるだけでなく、大学と地域住民との交流や地区住民同士の交流を図っている。

実感できる効果

- 研修で得た知識を活かして新しい園芸作物を導入するとともに、大学教員からの栽培技術の指導もいただき、地域農業が元気になっている。
- 龍谷大学の紹介で、大学OBが携わる老舗味噌会社との協働により純国産白味噌の開発を行うなど6次産業化の取組に発展。

課題および今後の展望

- 農業以外の分野でも交流するなど大学と更に連携を進めながらまるごと保全の活動を持続的な取組としていきたい。

有識者等による研修会(講義)



有識者等による研修会(見学)



(3)②土地改良区との連携 「赤野井農村まるごと保全地域協議会」(守山市)

地区概要

対象農用地面積	約102ha(田:100.67ha、畑:0.39ha)
資源量	水路7.2km、農道7.7km
構成組織数と構成員	農業者:個人61名、団体1団体 非農業者:個人8名、団体8団体
事業費	約354万円

地区の状況

○平成26年度からまるごと保全に取り組んでいるが、琵琶湖に近いという特性を生かし、こども園や小学校と一緒に活動を行う際には地区内の揚水機場を管理する守山南部土地改良区や玉津小津漁業協同組合とも連携しながら取り組んでいる。

連携開始前の状況や課題など

○近年減少傾向にある琵琶湖の固有種「ニゴロブナ」の資源回復に向け、生態系保全活動の一環として行ってきた仔魚の水田放流や稚魚を琵琶湖へ帰す活動については、玉津小津漁業協同組合と連携して取り組んできた。

連携した取組内容

○毎年、こども園の園児たちと一緒にニゴロブナ仔魚の水田への放流を実施している。
○この取組とあわせ、子供たちに水の大切さや生きものの命の大切さ、琵琶湖の大切さを学んでいただく場として守山南部揚水機場(守山南部土地改良区管理)の見学会や生きもの触れ合い体験(玉津小津漁業協同組合)にも取り組んでいる。

実感できる効果

○園児の笑顔が活動の原動力となっている。
○多様な主体が連携して取組を行うことで、お互いの絆が深まるとともに、次世代を担う子供たちの農業農村への理解が深まっている。

課題および今後の展望

○引き続き、土地改良区や漁業協同組合、こども園など多様な主体と連携した取組により農村地域を良好に保全し、次世代に引き継いでいきたい。



ニゴロブナ仔魚の水田への放流



守山南部揚水機場の見学



生きものとの触れ合い体験

(3)②土地改良区との連携 「大中環境保全の会」(東近江市・近江八幡市)

地区概要

対象農用地面積	約866ha(田:764.01ha、畑:61.54ha、草地:40.41ha)
資源量	水路113.8km、農道61.2km
構成組織数と構成員	農業者:個人96名、団体5団体 非農業者:個人30名、団体8団体
事業費	約2,828万円

連携開始前の状況や課題・経緯など

- 大中地区には、国営干拓事業により造成された広大な農地が広がっており、地区内の3つの集落が一体となって農業・農村の維持発展を図ってきた。
- まるごと保全活動活動については、1活動組織として「大中環境保全の会」を設立し、3集落と一部の入作農家(増反農家)を合わせ866haの農地を保全管理している。

連携した取組内容

- 3集落は、当初3市町(現在は合併で2市)に分かれ、複数の市町にまたがって農地を所有・耕作している農家が数多くあることから、これら農地・農業用施設を一元的に管理している土地改良区が事務局となって運営委員会を組織し、まるごと保全活動を推進している。
- 基本的に活動は集落ごとに行うが、草刈りや水路の泥上げなどの共同活動は、土地改良区の呼びかけにより一斉作業として取り組み、農村環境を適切に保全している。

実感できる効果

- 地区には若い農業者も多く、担い手への農地集積が進んでいることから、遊休農地の発生は見られない。
- 集落の共同活動に参加することにより地域住民の農業・農村の保全意識が向上している。

課題および今後の展望

- 担い手への農地集積により、水路等の保全活動への参加者減少が懸念されたが、交付金の有効活用により土地持ち非農家の参加が得られており、引き続き、交付金を有効活用し地域活性化を図っていきたい。

運営委員会開催状況



排水路の藻上げ



(3)②土地改良区との連携 「水辺の郷いしでら」(彦根市) 「南三ツ谷ふるさとを守る会」(彦根市)

地区概要

組織名	水辺の郷いしでら	南三ツ谷ふるさとを守る会
対象農用地面積	約81ha(田:78.55ha、畑:1.69ha)	約103ha(田:99.42ha、畑:3.15ha)
資源量	水路:11.1km、農道10.7km	水路:12.6km、農道9.9km
構成員	農業者:1団体、非農業者:3団体	農業者:16名、非農業者:80名
事業費	約279万円	約356万円

連携開始前の状況や課題・経緯など

- 平成16年度に県の魚のゆりかご水田調査事業により設置された魚道を引き継ぎ、平成19年度から始まったまるごと保全により、施設の維持管理と活用を図ってきた。
- 魚のゆりかご水田の継続的な取組のためには、用排水施設を維持管理する土地改良区の協力が必要であった。

連携した取組内容

- 地元小学校との連携により、小学生による水田への仔魚放流や稚魚を琵琶湖へ帰す取組、魚道見学会、魚類遡上観察会等の環境学習を実施している。
- 土地改良区との連携により、魚のゆりかご水田の水路の草刈りや魚道の維持補修等に取り組んでいる。

実感できる効果

- 地域恒例の取組として魚のゆりかご水田が定着し、毎年魚類が水田で産卵し成長した稚魚が琵琶湖へ帰るなど農村地域と琵琶湖の生態系保全に寄与。
- 観察会等の取組は、豊かな自然を育むなど農業・農村の役割を学ぶ貴重な機会となっている。

課題および今後の展望

- 魚が水田で産卵できる豊かな農村環境を次世代に引き継ぐため、引き続き、魚のゆりかご水田をはじめとした地域共同の活動に取り組んでいく。
- 農業従事者の高齢化や減少が進む中、若い世代が農業農村に魅力を感じるような取組としたい。



仔魚の放流



魚道施設の見学

(3)③企業との連携 「せせらぎの郷」(野洲市)

地区概要

対象農用地面積	約47ha(田:46.46ha)
資源量	水路5.0km、農道4.3km
構成組織数と構成員	農業者:個人17名・団体1団体 非農業者:個人73人・団体4団体
事業費	約163万円

地区の状況

- 琵琶湖の東岸に位置する須原地区は、クリーク地帯を形成し舟運が盛んな農村地域で、また、田んぼには毎年多くのフナやコイなどが産卵にやってくる自然豊かな地域であった。
- 平成19年度からまるごと保全の取組を始め、平成20年度に「もう一度、魚が泳ぐ田んぼを復活させよう！」を合言葉に「魚のゆりかご水田」を開始した。平成21年度からは水田オーナー制度にも取り組んでいる。

連携開始前の状況や課題など

- 活動の仲間を増やすため、自らHPを立ち上げるとともにSNS等も活用した魚のゆりかご水田の取組の魅力の発信により、企業や大学等に連携やオーナー制参加を呼びかけてきた。
- 企業をはじめ県内外の大学などつながり、活動の幅がどんどん広がっていった。

連携した取組内容

- 企業には、魚道設置等の現場作業や店舗でのパネル展示、情報誌への特集記事の掲載など普及・啓発面で様々な協力をいただくとともにオーナー制により田植え体験や生き物観察会に積極的な参加を得ている。
- 酒造会社と連携した地酒「月夜のゆりかご」の醸造・販売やスイーツの商品化など魚のゆりかご水田米(コシヒカリ)を用いた6次産業化の取組も行っている。

実感できる効果

- 都市部からの取組への関心の高まりとともに活動の輪が広がるなど交流が拡大。
- リピーターも含め活動への参加者が年々増加し、様々な取組を通して地域が生き活きと元気になっている。

課題および今後の展望

- 引き続き多様な主体(企業、大学等)との連携・協働により、持続可能な取組を図り、SDGsが掲げる目標を一つでも多く実現できるよう頑張りたい。

企業との連携による魚道設置



生きもの観察会



地酒製造販売(6次産業化)



(3)④集落営農組織との連携 「春日エコ保全クラブ」(甲賀市)

地区概要

対象農用地面積	約41ha(田:40.56ha)
資源量	水路15.5km、農道6.1km、ため池12箇所
構成組織数と構成員	農業者:個人29名、団体1団体、非農業者:個人78名、団体5団体
事業費	約142万円

地区の状況

- 春日地区は甲賀市北部に位置する山間農業地域で、制度が始まった平成19年度からまるごと保全に取り組んでいる。
- 連携している営農組合は、平成13年度に設立され、現在、農事組合法人となり、主に水稲・麦・大豆・露地野菜の栽培、農作業受託、農産物販売(直売所運営)を行っており、平成23年度からは6次産業化にも取り組んでいる。

連携開始前の状況や課題・経緯など

- 農業用施設の維持管理は、もともと自治会が中心に行なっていたが、高齢化等により取組が困難となったため、活動の中心を営農組合に移行したが、負担増大に伴い活動の継続が困難となっていた。
- 平成19年度からのまるごと保全開始を機に、農業用施設の維持管理は活動組織が中心に行うこととなった。

連携した取組内容

- 営農組合から重機を借り上げ、法面補修や農道補修、ため池の浚渫を実施している。
- 重機の操作については、活動組織の資格保有者が担っている。
- 営農組合や自治会が主催する地域交流イベントに活動組織も参加し、まるごと活動の積極的なPRに努めている。

実感できる効果

- 日ごろから重機作業等を直営で実施していることから、緊急時の迅速な対応が可能となった。
- 12箇所のため池の浚渫を行う際には外来種駆除と在来種保護を行うなど生態系保全にも配慮して取り組んでいる。
- 自治会や営農組合と明確な役割分担のもと安定的に活動を行うことが可能となっている。

課題および今後の展望

- 地域の担い手である営農組合と連携した取組を継続し、農業の発展と地域の活性化を図っていききたい。
- 今後予定している基盤整備(区画拡大)を早期に実施し、農業競争力強化を図っていききたい。

ため池の浚渫



外来種の駆除



重機による補修作業



(3)④集落営農組織との連携 「長寺東農村環境保全部会」(甲良町)

地区概要

対象農用地面積	約40ha(田:39.17ha、畑:0.54ha)
資源量	水路11.0km、農道1.0km
構成組織数と構成員	農業者:個人1名、団体2団体 非農業者:団体4団体
事業費	約139万円

連携開始前の状況や課題・経緯など

- 農業者の高齢化に伴う営農組織への作業委託の増加に対応するため、営農組織の法人化を進め、借り受けた農地の耕作だけでなく保全管理も行うこととなった。
- 活動においては、農業法人と連携し、比較的栽培が容易で安定した収穫が期待できるサツマイモやカボチャを栽培することとなった。

連携した取り組み内容

- 農業法人フェルム長寺東が事業を受託し、サツマイモ・カボチャを栽培している。
- 植え付けや収穫の際には子ども会に参加を呼びかけている。
- 収穫した野菜は、集落内の各家庭に配布している。
- 農地の維持保全に関しては、農業法人に作業委託している。
- 主に農地周辺の草刈りや春・秋のローラーでの畔塗等の作業を実施してもらっている。

実感できる効果

- 野菜の植え付けや収穫イベントを通して小学校との交流が生まれた。
- 野菜の配布は集落から好評であり地域住民とつながる重要な取組となっている。
- 農業法人による農地周辺の草刈りや畔塗作業により美しい農村景観の形成や濁水流出防止効果が発揮されている。
- 営農組織と連携することで遊休農地発生防止効果も発揮されている。

課題および今後の展望

- 引き続き、農地の維持保全を始め収穫体験等のイベントなど農業法人と連携した取組を継続し、更に地域住民と交流を深め、地域活性化を図っていきたい。

小学生との野菜の植え付け作業の実施



畦ローラーでの畦塗作業

(3)④ 営農集落組織との連携組織 「甲良町在士農村まるごと保全隊」(甲良町)

地区概要

対象農用地面積	約25ha(田:23.33ha、畑:0.83ha)
資源量	水路5.0km、農道2.0km
構成組織数と構成員	農業者:1名、非農業者:2団体
事業費	約84万円



生きもの観察会の様子

地区の状況

- 戦国武将藤堂高虎公出自として有名な在士では、古くから共同活動が活発な地域であるが、平成元年のほ場整備事業を機に、農地・水環境等保全の機運が高まっていた。
- 平成19年に「在士農村まるごと保全隊」を立ち上げ、農家・非農家の役割分担のもと地域資源を保全・活用した地域の魅力発信に取り組んできた。
- 平成20年に地域農業の担い手である営農法人「在士和rk21」を設立した。

連携開始前の状況や課題など

- 農地の集積集約、農業生産体制の強化に「在士和rk21」が中心になって取り組み、農地・農業用施設の保管理活動には「在士和rk21」と連携して取り組んできた。
- 平成29年にオープンした交流拠点「藤堂高虎ふるさと館(和の家)」における知(農業生産技術や暮らしの中での知恵等)の伝承や農を活用した高齢者の生きがづくり、雇用の場の提供(農・福祉連携事業等)等により地域の担い手育成に取り組んできた。



景観形成活動



排水路の泥上げ

連携した取組内容

- 担い手確保に向け、農の魅力を感じ「和の家」と連携した収穫体験「戦国・田舎体験プログラム」を実施。
- 「和の家」において地元農産物を用いた食事の提供や在土産米を使った地酒販売など地域の魅力を発信。



和の家

実感できる効果

- 営農と連携した取組により担い手の確保や農地集積等が進んだ。
- 地域で維持管理している14号分水工は、小学生の環境学習の場として活用され、生態系保全等の様々な機能を有する農業農村の役割への理解促進につながっている。

課題および今後の展望

- 今後も「和の家」を拠点に都市農村交流活動に取り組み、関係人口の創出・拡大や移住・定住につなげたい。
- 畦畔除去など耕作条件改善や農地集約・集積を更に進め営農体制強化を図っていききたい。



14号分水工

(3)⑤小学校との連携 「志那中環境を守る会」(草津市)

地区概要

対象農用地面積	約70ha(田:67.48ha、畑:1.53ha)
資源量	水路2.5km、農道7.9km、水質浄化池1箇所
構成組織数と構成員	農業者:個人20名、団体1団体 非農業者:個人22名、団体7団体
事業費	約474万円

地区の状況

○制度が始まった平成19年度からまるごと保全に取り組み、平成21年度から湖魚が琵琶湖と水田を行き来していたかつての環境を取り戻す「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組み、地区内の小学校やこども園と一緒に生きもの観察会などに取り組んでいる。

連携開始前の状況や課題など

- 魚のゆりかご水田に取り組んでいる水路において毎年、地域の子どもたちと生きもの観察会を行ってきた。
- 魚のゆりかご水田以外の田んぼでは、近年減少しているニゴロブナ資源の回復に向けた仔魚の放流や成育した稚魚を中干し時に琵琶湖へ帰す取組を子供と実施。

連携した取組内容

- 毎年、小学4年生が取り組む「魚のゆりかご水田生きもの観察会」や、小学2年生が取り組む「アメリカザリガニ取り」に、地域をあげて協力している。
- 活動組織の構成員が、ここ10年以上、地域コーディネーター(草津市地域協働合校推進事業)として小学校との橋渡し役を担っている。

実感できる効果

- 子どもたちが楽しんで参加してくれることが、活動継続の励みとなっている。
- 活動を通してこども園、小学校、組織、地域住民の絆が深まった。

課題および今後の展望

- 引き続き、農地・農業用施設の維持保全をはじめ小学校などと連携した環境学習会など様々な活動を通して農村地域を維持保全し、良好な姿で次世代につなげたい。

生きもの観察会(水路での魚つかみ)



生きもの観察会(講師による講義)



(3)⑤小学校との連携 「東物部世代をつなぐ会」(長浜市)

地区概要

対象農用地面積	約48ha(水田:46.41ha、畑:0.73ha)
資源量	水路4.8Km、道路2.4Km
構成組織数と構成員	農業者:個人11名 非農業者:個人64名、団体5団体
事業費	約16万円

連携開始前の状況や課題・経緯など

- 農村環境が大きく変化する中で、集落内の水環境への地域の関心をいかに高めるかが課題であった。
- そこで平成24年度から、まるごと保全の取組の一環として、小学校との連携により集落の水環境をテーマに環境学習を行うこととした。

連携した取組内容

- 小学4年生の総合学習の時間に実施されていた水生生物調査を、まるごと保全活動と連携して取り組むこととし、観察場所の検討や講師の確保などカリキュラム作成段階から小学校と相談しながら進めている。

実感できる効果

- 生きもの観察会が、子供たちの農業農村に対する理解促進や郷土への愛着心を育む貴重な機会となっていることを期待している。
- 組織構成員にとっては、農村の価値を再認識する機会になっている。

課題および今後の展望

- 小学校では総合的学習の時間に地域学習の時間をいかに確保していくかが課題である。
- 生きもの観察会などの交流事業は、地元の環境に目を向ける絶好の機会でもあり、今後も取組を継続していきたい。



小学校と連携した生きもの観察会



(4)①活動組織への女性役員としての参画 「栗見出在家魚のゆりかご水田協議会」(東近江市)

地区概要

対象農用地面積	約65ha(田:60.17ha、畑:4.19ha)
資源量	開水路13km、農道4.0km他
構成組織数と構成員	農業者:65個人・団体 非農家:21個人・団体
事業費	約523万円

地区の状況

- 栗見出在家町は、琵琶湖東岸の愛知川最下流に位置する農村地域で、平成18年度の県パイロット事業において魚のゆりかご水田の取組を始めた。
- 平成19年度に立ち上げた農家・自治会・女性グループ・子供会などで構成する活動組織において、魚のゆりかご水田を核とした地域づくりを進めている。

活動開始前の状況や課題

- 昔から集落の活動は男性が中心となっていたが、まるごと保全を契機に事務担当役員として女性が就任し、書類作成や広報活動、視察受け入れ等を担当してきた。
- 組織の活性化には女性の視点が必要という認識が高まり、役員への女性参加が次第に増加する中、集落の寄り合いなどでは今まで以上に活発な意見交換が行われるようになるなど域コミュニティが活性化している。

取組内容

- 近年、女性役員が中心となって、小学生と一緒に魚のゆりかご水田米を使った料理教室を開催するなど食農教育に熱心に取り組んでいる。
- 2年前から町内女性グループと協力して、魚のゆりかご水田米の米粉を活用した洋菓子を商品化し道の駅や県立大学で販売するなど6次産業化に向けた取組を行っている。

取組効果

- 女性の柔軟なアイデアや発想により新しい取組が生まれるとともに、町内の様々な取組に多くの女性が参加するようになり地域は生き活きと元気になっている。

今後の展望

- 洋菓子作りをはじめ魚のゆりかご水田米を用いた商品開発や販路開拓に取り組みたい。
- 今後も集落の様々な取組に多くの女性が関わり、女性が輝く地域を目指したい。



市のイベントで魚のゆりかご水田米おにぎり作り



小学校での料理教室指導



ケーキ教室の指導



魚のゆりかご水田米の商品化

(4)②女性グループの活躍 雨乞いの郷を守る会(豊郷町)

地区概要

対象農用地面積	約42ha(田:41.46ha)
資源量	水路6.9km、農道3.2km
構成組織数と構成員	農業者:個人3名、団体3団体、 非農家:団体7団体
事業費	約146万円

地区の状況

- 豊郷町の北部に位置する当地区は、水稻と麦の生産が盛んな農村地域である。
- 地域の共同活動の中でも特に、コスモスによる景観形成活動や田植体験等の取組により非農家との積極的な交流を図っている。

活動開始前の状況や課題

- 農業者の減少により、草刈り作業等の負担の増大が大きな課題であった。
- 今後更に農業法人等への農地集約や集積が進むと、草刈りをはじめとする農地維持・保全を誰が担っていくのか地域農業の将来を真剣に考える必要があった。

取組内容

女性の草刈りチームの始動！！

「女性の力を生かせないか」と皆で知恵を絞り、各個人専用の軽量草刈り機をそろえ、ゼロからの指導で女性の草刈りチームを発足した。

取組効果

- これまで小人数での草刈り作業であったが、チーム結成により協力者が増え、活動に活気が生まれるとともに作業の負担も軽減できた。

今後の展望

- 今後、草刈り技術の一層の向上やチームのメンバー増加により農地の維持保全に貢献したい。



(4)②女性グループの活躍

「古里・鳥羽上の農地と環境を守る会」(長浜市)

地区概要

対象農用地面積	約24ha(水田:22.22ha、畑0.95ha)
資源量	開水路6.6km、農道3.2km、ため池2箇所
構成組織数と構成員	農業者:個人10名、団体2団体 非農業者:個人11名、団体8団体
事業費	約81万円

地区の状況

- 長浜市の南東部、横山の麓に位置する当地区は、市内でも高齢化率が高く総戸数65戸の小規模集落である。
- 山に囲まれた静かな集落であり、地域のみんなで声を掛け合い、老いも若きも助け合いながら生き生きと暮らす地域を目指している。

活動開始前の状況や課題

- 山から頻りにやってくるイノシシや鹿、猿などが収穫直前の田畑を荒らし農業生産意欲の減退を招いていた。
- 山の周囲に自治会施工による獣害防護柵(3300m)の設置(H23-28)や、周辺の山林や竹やぶを伐採し、動物の隠れ場をなくす取組などを進めてきた結果、イノシシ、鹿などの被害はある程度減少した。

取組内容

- まるごと保全により、獣害防護柵周辺の除草や補修を適切に実施している。
- 草刈り作業は男性が行っているが、柵に絡まる蔓の除去などの作業は、女性グループの「草とったり隊」が手作業で実施している。
- 「草とったり隊」は隊長、副隊長を筆頭に、呼びかけに応じて60代から80代の女性10数名が参加し、和気あいあいと毎回楽しく作業を行っている。

取組効果

- 女性参加により獣害防護柵が適切に管理されるようになり、獣害被害は減少している。
- 「草とったり隊」は女性活躍の場となり、地域に元気を与えている。

今後の展望

- 「草とったり隊」の世代交代を進め、体制の維持・強化を図りながら、地域環境を引き続きしっかり守っていききたい。



(5)生態系保全を契機とした地域振興 「栗見出在家魚のゆりかご水田協議会」(東近江市)

地区概要

対象農用地面積	約65ha(田:60.17ha、畑:4.19ha)
資源量	開水路13km、農道4.0km他
構成組織数と構成員	農業者:65個人・団体、非農家:21個人・団体
事業費	約523万円

地区の状況

- 栗見出在家町は、琵琶湖東岸の愛知川最下流に位置する農村地域で、平成18年度の県パイロット事業において魚のゆりかご水田の取組を始めた。
- 平成19年度に立ち上げた農家・自治会・女性グループ・子供会などで構成する活動組織において、魚のゆりかご水田を核とした地域づくりを進めている。

活動開始前の状況や課題

- 湖魚が産卵のために琵琶湖から水田に遡上していたかつての豊かな農村環境を取り戻すため毎年、集落総出で地区内の全ての農業排水路に魚道を設置し、対象農地全体の約5割・約31haを遡上・産卵できる水田として維持保全している。

取組内容

- 各農家では、化学肥料・農薬を通常の半分以下に抑え、田植え後の除草剤の使用は1回のみとし、カメムシ防虫剤は使用しないなど徹底した環境こだわり農業により魚のゆりかご水田米を栽培。
- 企業・大学等による水田オーナー制や県外中学生を対象とした農家民宿や農作業体験を通じた食農教育、地域伝承文化の発信に取り組んでいる。
- 酒造メーカーと連携した地酒造りやスイーツの商品化など魚のゆりかご水田米を活用した様々な取組を展開している。



県外中学生とちまき作り



水田オーナーとの田植

取組効果

- 魚のゆりかご水田米を首都圏生協等に販売し好評いただいている。
- ニゴロブナなど琵琶湖の貴重な水産資源の保全に貢献している。
- 集落の一致団結した取組により、地域が生き活きと元気になった。

今後の展望

- 引き続き、多様な主体との連携・協働により、魚のゆりかご水田の持続可能な取組を図り、SDGsが掲げる目標を一つでも多く実現できるよう活動を向上していきたい。



高校生と魚道づくり



生き物観察会



小学生の魚道見学



小学生と料理教室

(6)新興住民の参画による地域コミュニティ再生 「新治水と緑を守る会」(甲賀市)

地区概要

対象農用地面積	約33ha(田:32.11ha、畑:0.50ha)
資源量	水路13km、農道6km、ため池4箇所
構成組織数と構成員	農業者:個人49名、団体3団体、 非農家:個人35名、団体15団体
事業費	約114万円

地区の状況

- 新治地区では新興住宅の世帯が地域の約8割を占めていることから、活動組織には自治会や子供会等多様な団体が参画している。
- 地域の約3/4の水田がため池を用水源とし利用しており、また、ため池や排水路は多くの生きものの生息地となっていることから、生きもの調査に積極的に取り組んでいる。

活動開始前の状況や課題

- 新興住民等非農家が増加し、地域一体となった農地・農業用施設の保全管理活動はあまり熱心に実施されていなかった。

取組内容

- 文化祭等地域の行事において、まるごとの活動をパネルで紹介するとともに、排水路の生き物調査を地域住民と一緒に実施している。
- 生きもの調査では、透視度調査や施設の補修等の活動についての紹介や水田からの濁水の琵琶湖への影響についても説明し、活動への理解促進を図っている。

取組効果

- 生きもの調査には親子での参加が多く、農村の地域資源を身近に感じてもらう貴重な機会となっている。
- 当地区は琵琶湖と離れているが、生きもの調査において農業農村と琵琶湖の密接な関係について説明することにより琵琶湖を身近に感じる貴重な機会になっている。
- 活動当初は、生きもの調査を専門家に依頼していたが、今では組織役員自ら実施するなど地域に根付いた活動となっている。

今後の課題・展望

- 農家の高齢化や減少が進む一方で新興住民など非農家が増加する当地区の状況を踏まえ、引き続き地域一体となった共同活動を展開することにより、営農は担い手が、地域資源の保全管理は地域が持続的に取り組める将来を目指したい。



第4章

日本農業遺産認定「琵琶湖システム」の保全・活用に向けて

琵琶湖の水質保全や生態系保全のために、多くの農業者や非農業者の方々に「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」に取り組んでいただいています。その結果、水田等の農地は多様な生きものを育む場にもなり、「琵琶湖システム[※]」の中核を担う取組となっています。[※]「琵琶湖システム」とは琵琶湖と共生する持続的な農林水産業システムのこと。

1. 「豊かな生きものを育む水田」に取り組みませんか

①なぜ生きものにやさしい取組が必要なのか？

水田や水路はお米をつくるだけではなく、多くの生きものが生息する場所でもあります。しかし、水田の乾田化や用排水分離など、様々な整備がすすめられたこともあり、田園地帯に暮らす生きものが姿を消しつつあります。

そこで「豊かな生きものを育む水田」に取り組み、より一層生きものに配慮した農業を推進していきたいと考えています。

②「豊かな生きものを育む水田」とは？

「豊かな生きものを育む水田」とは、生きものの暮らし（生活史）に配慮した水田および周辺環境のことです。豊かな農村環境を次世代に引き継いで行くためには水田やその周辺地域において、生きものの暮らしを守る「豊かな生きものを育む水田」の取組を進めていくことが重要です。

地域でなじみのある生きものを中心に、水田や水路周辺でそれらの生きものが生息できるための環境を整え、引き継いでいきましょう。

③「豊かな生きものを育む水田」の取組にはどんな効果があるのか？

例えば、営農上の大切な作業である「中干し」期間など水田が湛水していない時期に、水田内に小溝を設置するなどして水田の一部に湛水状態をつくることで、生きものの避難場・産卵場を創出することができます。これにより、カエルやカスミサンショウウオが産卵したり、水生昆虫や貝類が生き延びることができます。

④農産物のブランド化にもつながっています

生態系保全活動、生きものの暮らしに配慮した取組を行うことにより、「魚のゆりかご水田米」のように農産物のブランド化を図ることができます。

「豊かな生きものを育む水田」の取組は、地域住民があらためて地域の環境について考えるきっかけとなり、農村環境の広域的な保全を進める大きな起爆剤ともなります。

生態系保全とあわせて、地域をこえた都市住民との交流や農産物のブランド化等により農村地域の活性化を図り、みんながいきいきと暮らせる、人も生きものも「にぎわう農村」を目指していきましょう。

2. 取り組みの手順

①生きものの調査をしてみましょう！

地域に「どのような生きもの」が「どのような環境」で、「どのように生息・成育」しているのか調査をします



事前の生きもの調査

②計画をたてましょう！

調査結果から「どの生きもの」を「どのような方法で保全」していくのかを検討し、施設整備や維持管理について計画を立てます

③実践してみましょう！

- 支援制度を活用するなどにより、施設整備を進めましょう
- 整備後は、「生きもの調査」を継続（モニタリング調査を実施）して、効果を確認するようにしましょう



モニタリング調査



モニタリング調査

調査結果を点検・評価し、「施設の保全・管理方法の見直し」に反映させます

3. 取り組み例

～生息・成育環境の確保～

【水辺空間の創出】

①ピオトープ水田



休耕田を活用してピオトープを創出することで、生きものの生息・成育場所を提供できます

②冬みず田んぼ



冬場の生きものの越冬場、カエル等の産卵・成育場、また、渡り鳥のエサ場になります

③水田内水路（小溝）



冬場や中干し時期でも水田に一部湛水状態をつくることで、生きものの避難場・産卵場となります

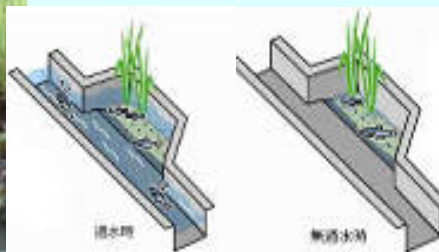
【多様な流速の確保】

④魚巣ブロック



護岸に空間を設け、魚が生息・成育する場や稚魚の隠れ場となることを確保します

⑤ワンド



単調な流れで流速の速い直線的な水路に、“淀み（よどみ）”を設けることで、生きものの休息場・避難場となります

【生息・成育空間の確保】

⑥ゆりかご水路



水位を通常より高めに保つことで、排水路を魚類の産卵・成育の場とすることができます

⑦石積み水路



隙間ができるので、生きものの休息場や避難場としての効果が期待できます

～移動経路の確保～

【周辺環境との連続性の確保（魚のゆりかご水田）】

⑧一筆型魚道



水路と水田を結ぶことで、水田を魚類等の産卵・育成の場とすることができます

⑨堰上式魚道



⑩階段式魚道



排水路内の落差を小さくすることで、排水路内で魚類が行き来しやすいようにできます

【小動物の落下防止・水路からの脱出】

⑪水路蓋



生きものの水路への転落を防止し移動経路が確保できます

⑫水路からの脱出施設



排水路に落下した生きものが這い上がることができます

その他の取り組み

- 外来魚の駆除
- 希少種の監視



生きもの調査



一筆魚道を遡上するフナ

※支援制度を活用するなどして、施設整備を進めましょう。整備後は、「生きもの調査」を継続（モニタリング調査を実施）して、効果を確認するようにしましょう。

「豊かな生きものを育む水田」の取組にあたり「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の「資源向上支払（共同）」で、対象活動に関する専門家等の指導や助言を受けるための経費（謝金や旅費）を支払うことが可能です。

4. 「琵琶湖システム」ロゴマークについて(参考)

琵琶湖と共生する農林水産業 を 応援するためのロゴマークができました！

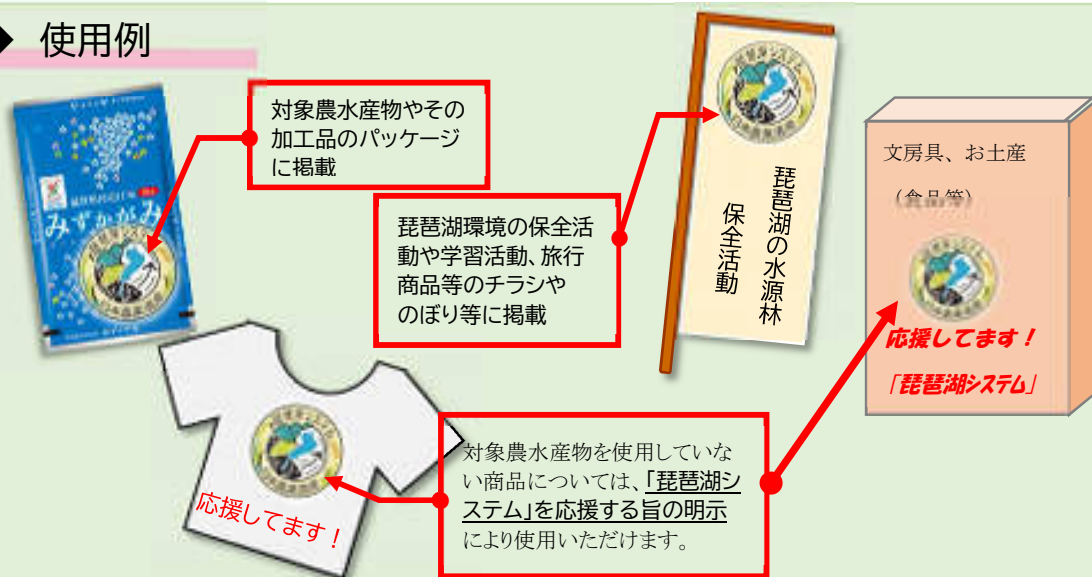
このマークを目印に
持続的な営みを
応援しませんか！



◆ 次のような商品、環境保全活動の案内等に掲載いただけます。

- ① 環境こだわり農産物、魚のゆりかご水田米
 - ② 琵琶湖の水産物(真珠を含む)、ヨシ
 - ③ ①または②を使用する加工品や旅行商品、交流事業
 - ④ 琵琶湖の環境保全活動(水源林保全を含む)
 - ⑤ ①から④に関連する学習・体験活動
- ※ 他に、文房具やお土産品でも「応援してます！」等の文言付記によりご利用いただけます。
※ 利用方法等については、裏面を御覧ください。

◆ 使用例



◆ 農業遺産「琵琶湖システム」とは？

伝統的な琵琶湖漁業に加え、農業・林業・ヨシ帯保全等の営みで琵琶湖（生態系を含む）との共生につながるものが、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として、2019年に「日本農業遺産」に認定されました。現在、「世界農業遺産」に向けた審査が行われています（2021年2月現在）。

◆ 農業遺産とSDGs

「世界農業遺産」制度は、持続的で特徴的な食糧生産システムに光を当て、応援する制度です。伝統的な知識・技術や、生物・文化の多様性などを含むもので、国連食糧農業機関（FAO）が認定します。SDGs達成に向けた国連施策としての位置づけも有しています。「日本農業遺産」はその国内版で農林水産省が認定します。

「琵琶湖システム」における持続的な生産システム



伝統的な琵琶湖漁業



魚のゆりかご水田



多彩な琵琶湖のめぐみ



環境こだわり農業

◆ ロゴマーク利用の届け等については、こちらをご覧ください。

琵琶湖システム HP：「琵琶湖システム 農業遺産」で検索！

<https://www.pref.shiga.lg.jp/biwako-system/index.html>

《ロゴマークの利用等に関するお問合せ先》

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会事務局
（滋賀県農政課）

TEL：077-528-3825 FAX：077-528-4880

Mail：shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp



第5章

共同活動の安全対策について

1. 背景

農村まるごと活動が全国各地で広がるにつれて、事故の報告が数多く寄せられています。事故原因として、機器等の誤った使い方による事故、整備不良による事故、油断や慢心による事故など原因は様々あります。内容も、鎌で手を切ったというような軽微なものから、刈払い機に接触し裂傷となった、水路を飛び越えようとして転倒し骨折した、重機の取扱いを誤り、死亡事故に至ったという重大なものなど、その規模も多岐に亘っています。

このことを受け、令和2年度より作業の安全確保について拡充措置が講じられました。

2. 実践活動等の前の安全点検

点検や機能診断などを含む現地での活動を実施する前に、『安全確認チェックリスト』などを活用し安全点検を行い、事故発生リスクの低減に努めてください。

【Point】

- ①活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう。
- ②活動を行う前に、必ず保険に入りましょう。
- ③活動にあたっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です。

3. 機械の安全使用に関する研修会の受講

令和2年度から、「機械の安全使用に関する研修会」の受講が必須項目となり、今までの、「事務・組織運営等に関する研修」や「機能診断・補修技術等の研修」と同様に、5年間の活動期間の中で各1回以上受講していただくことが必要です。

例えば、みなさんが使用されることの多い刈払い機の場合は、「作業中に転倒しても肩掛け式で腰バンドを着けていることにより刈刃が身体に接触しにくくなる。」、「作業中に草やつるが飛散防護カバーに絡まった場合は、必ずエンジンを停止してから取り除く。」、「往復刈りは、刈刃が伐根や立木にあたった場合、大きく跳ね上がる現象（キックバック）が発生し危険なため絶対しないこと。」などの基本的な注意事項があります。

また、研修会を受講した方は、実際の活動を行う前に受講内容を構成員の方に伝えることが重要です。出来るだけ早い時期に機会を設けて説明するように心がけましょう。



**活動中の事故は、草刈り、雑木伐採時や
車両等機械操作中に多発しています！**



共同活動等の前に**安全確認**を行い、
事故の発生を防止しましょう！

安全確認チェックリスト  

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

※農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

第6章

地域資源保全管理構想の策定

目的：

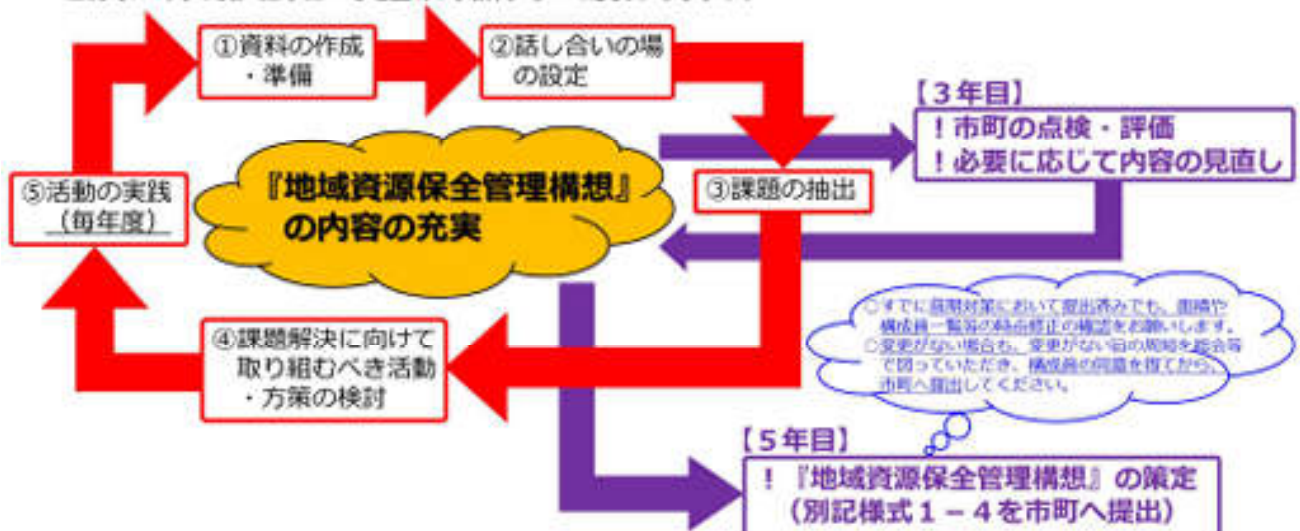
地域での話し合いにより、地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想（『地域資源保全管理構想』という。）を策定する。

『地域資源保全管理構想』とは、

- 地域資源の適切な保全管理に向けた推進活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。
- 活動期間中（5年間）に本構想を策定する必要があります。

『地域資源保全管理構想』策定に向けた組織での話し合いの進め方（参考）

『地域資源保全管理構想』は、活動期間中（5年間）に実施する推進活動等により、地域農業の将来のありかたについて、継続的に（毎年度）話し合い等を重ね、実践していく必要があります。



①【資料の作成・準備】

- 活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として整備し、配布・周知します。
- 活動区域図、保全対象施設の位置図や一覧表を準備しておくこと、話し合いの際に説明が容易となります。
- これまでの推進活動において、検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- 「人・農地プラン」や市町が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考となります。

②【話し合いの場の設定】

- 入り作農家を含めた農業者および土地持ち非農家を中心とした検討会を開催します。
- 検討会には、役員だけでなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して、開催日を設定します。
- 検討会では、あらかじめ司会進行役と発言要旨を記録する担当者を決めておきます。
- 開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、3密を回避できるよう配慮します。

③【議論・課題の抽出】

- 準備した資料を活用し、地域資源の保全管理を取り巻く状況や、これまでに行った意向調査、実践活動の結果等をふまえ、地域における共同活動でどのような課題があるのかを参加者から発言してもらいます。（課題：保全する施設の状態、実践活動の体制、活動内容、組織の年齢構成など）
- 『地域資源保全管理構想』の策定後5年程度を見通して想定される課題について、議論します。
- 話し合いの結果は議事録等として整理し、欠席者を含めて構成員全員に周知します。

④【課題解決に向けて取り組むべき活動・方策の検討】 ⑤【活動の実践】

- 課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- 検討の方向性を決める参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等も実施することも効果的です。
- 検討結果に基づき、必要な推進活動（意見交換、ワークショップ、交流会など）を実践します。
- 取り組むべき活動・方策が決定したら、『地域資源保全管理構想』（案）を取りまとめます。
- 3年目を目途に、推進活動の達成状況等の点検・評価をふまえ、市町へ提出し確認を受けます。
- 点検・評価結果をふまえ、必要に応じて追加調査等を行い、内容の見直しや充実を図ります。
- 原則、5年目の活動期間終了までに、組織の総会等において構成員全員に周知し、合意を得ます。（全員から合意を得ることが望ましい。）
- 構成員の合意を得た『地域資源保全管理構想』を市町へ提出します。

◇地域資源の適切な保全管理のための推進活動とは◇

Topic

過疎化・高齢化・人口減少が進む農村地域において、地域ぐるみの共同活動の実施が困難となってきている。

また、今後、構造政策の推進により担い手への農地集積が拡大すると、さらに共同活動が困難となり、地域資源の維持管理の担い手への負担が増加する。

このため、体制の拡充・強化として、担い手を中心とした地域内の役割分担・協力体制を明確にして、水路・農道等の管理を地域で支える体制の構築や、将来にわたって持続可能な保全管理体制に向けた地域外の人材の確保や連携の取組等を実施するものである。

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定める。

「今年の草刈りや泥上げ等の共同作業はいつにしようか？」等の目先の予定を話し合うことではなく、5年先、10年先の集落の農業者の構成など将来像を思い描きながら、地域資源の管理方法についてみなさんで話し合ってください、その結果を『地域資源保全管理構想』として集落でとりまとめましょうというものです

第7章

新型コロナウイルス対策について

新型コロナ禍における本対策の取扱いについては、以下のとおりとなっています。

Q1.新型コロナ感染症防止対策のため、本来行うべき活動を行わない場合は、交付金を返還しなければならないのか。

A1.返還しなくてもよい。

「自然災害その他やむを得ない理由」に該当するため、返還免除の措置がとられています。

Q2.新型コロナウイルス感染症防止対策のため、当該年度に計画していた活動をすべて自粛することも可能か。

A2. 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じたうえで、地域の実情に応じて、できる限り可能な範囲で活動いただくようお願いします。

農地・農業用施設を保全管理するための活動は、国民への食糧の安定供給等に重要な役割を果たしており、「不要不急の活動」には当たらないとされています。

個々の農業（営農）や活動の内容等をふまえ、

例えば、

①喫緊に活動を行う必要があるもの

②活動時期、内容や方法を見直し実施するもの

③活動を取り止める、延期する（次年度以降への先送りも含む） など
活動の時期、目的や内容に応じて、いわゆる「3密」状態を防ぎながら実施するなど、各組織で検討をお願いします。

Q3.本来行うべき活動を自粛し、その分に充てていた交付金を活用して、事業計画に位置付けた活動以外の活動を行うことは可能か。

A3. 可能です。

ただし、事業計画以外の活動を行う場合は、市町・県を經由して近畿農政局長の承認が必要になりますので、最寄りの市町へ相談してください。（事後でも可。）

Q4.新型コロナウイルス感染症防止対策とは、具体的にどのようなものを示すのか。

A4. 農林水産省発出のガイドラインを参考に対策をお願いします。（農水省HP参照）

具体的には、

①参加者の検温

②使用する機械やヘルメット等の消毒

③発熱がある参加者等への対応と連絡体制の事前整備

④手指の消毒とマスク着用の徹底

⑤作業間隔を広く取る等の工夫 など

それぞれの地域の実情に合わせた感染症防止対策をお願いします。

Q5.新型コロナ感染症防止対策のため活動を行わなかった場合は、実施状況報告書（実績報告書）にどのように記載すればよいのか。

A5.計画欄を「○」、実施欄を「×」とし、備考欄に「新型コロナ禍に伴う活動見合わせ」など、未実施の理由を必ず記載してください。

Q6.新型コロナ禍における活動自粛により、交付金が余った場合は不用額として返還しなければならないか。

A6.みなさんの農地・農業用施設を保全管理するためにも大切な交付金ですから、以下の例を参考に、有効に活用していただけるよう検討をお願いします。

【活用例（あくまで一例です。）】

○作業の一部を外注する。（重機投入により参加人数を低減できる。丸投げは×。）

○草刈り機の刃など、次年度以降に必要となる資材を調達する。*

*令和2年度限りの新型コロナウィルス感染症防止対策に伴う特例措置

○草刈り用ヘルメットやエプロン、作業用手袋などを調達し、作業時の事故発生防止対策（安全対策）に充てる。

○農地維持支払・資源向上支払（共同）を活用し、交付金に余裕がなく通常できない長寿命化対策（水路の補修・更新等）に充てて実施する。

○持越を行い、次年度の活動の充実を図る。

ただし、農地維持支払・資源向上支払（共同）の持越については、翌年度の交付金の交付が行われるまでの間（概ね4月～6月）の活動資金確保が対象です。

（注意：持越には「持越資金計画申出書」等の書類の提出が必要となります。）

第8章

施策評価

1. 本対策の目的

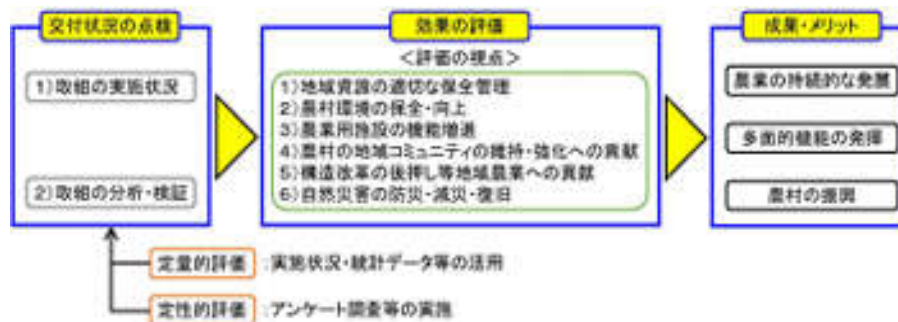
○農家の減少や高齢化等により、豊かな農村の恵みを維持することが難しくなる中、地域の共同活動による農地・水路などの保全管理や水質・生態系保全活動への支援を行い、「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」と「担い手農家への農地集積など構造改革を後押し」など、多様な効果発現を図ることを目的としています。

2. 施策評価の考え方

○施策の評価にあたっては、実施状況・統計データ等による定量的評価とアンケート調査[※]等による定性的評価を組み合わせ、交付状況の点検と本対策の効果の評価を実施しました。

○効果の評価にあたっては、事業の趣旨である「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」と「担い手農家への農地集積など構造改革を後押し」のアウトカムとして①地域資源の適切な保全管理、②農村環境の保全・向上、③農業用施設の機能増進、④農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献、⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献、⑥地域防災・減災力の向上の6つの効果について評価を行いました。

[※]アンケートは、令和元年度の活動組織 555 組織の中から 250 組織（約 50%）を無作為に抽出して実施し、191 組織から回答を得ました。（回答率 76%）



施策評価のフロー

3. 本対策の取組状況（令和元年度）

① 農地維持支払

○県内 19 市町において、555 組織が県内農用地の約 7 割にあたる 35,746ha の農用地で、8,215km の水路、4,115km の農道、594 箇所のため池を対象に、地域の共同活動による保全管理活動を実施されています。活動組織当たりの平均認定農用地面積は 64.4ha（R2.3 月末）です。

【図表-1~4】

○本対策の創設（H19）以前と比較すると、交付対象農用地面積は約 1.1 倍に増加するとともに、カバー率^{*}は約 70%と全国（R2.3 月末 全国平均カバー率約 55%）トップクラスの取組となっており、その地目の内訳は、田 96.8%、畑 3.1%、草地 0.1%と水田の比率が非常に高くなっています。^{*}農用地面積に対する認定農用地面積の比率

○中山間地域等直接支払交付金は 1,744ha の農用地で取り組まれ、そのうち 1,387ha の農用地で本対策の農地維持支払に取り組まれています。【図表-5】

《参考》農地維持支払活動の例



施設の点検



水路の泥上げ

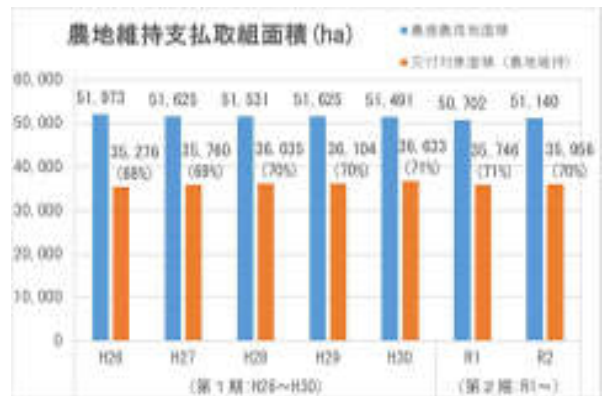
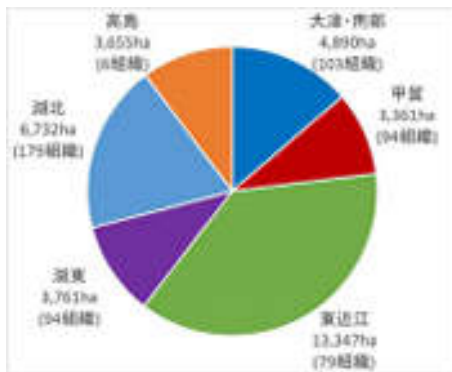


農地法面の草刈り

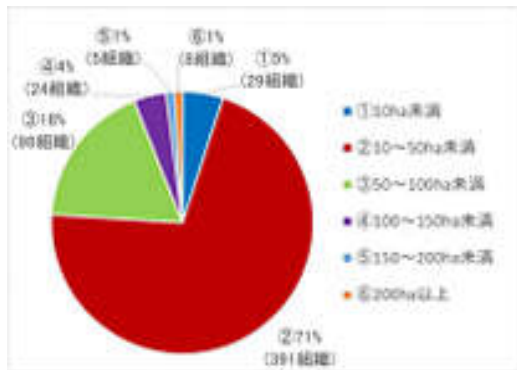
【図表-1】市町数・対象組織数・交付対象農用地面積（農地維持支払交付金）の推移

	H19 ①	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 ②	参考対H19 ②/①
市町村数	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
対象組織	771	790	792	791	791	742	749	824	847	864	718	728	555	
うち広域活動組織	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	7	8	11	
交付対象農用地面積 (ha)	32,390	32,928	33,050	33,006	33,012	32,787	33,062	35,276	35,760	36,035	36,104	36,803	35,748	1.10倍

【図表-2】管内別の交付対象農用地（農地維持支払交付金）および組織数



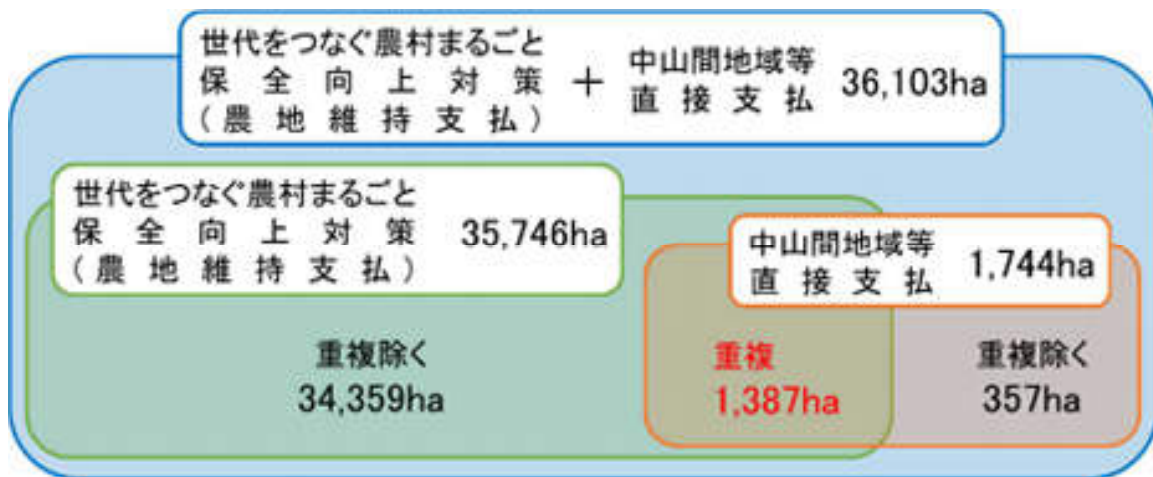
【図表-3】対象組織の交付対象農用地面積の規模



【図表-4】農地維持支払の対象施設

施設	延長
水路(km)	8,215
農道(km)	4,115
ため池(箇所)	594

【図表-5】 本交付金（農地維持支払）と中山間地域等直接支払との重複関係



② 資源向上支払（共同活動）

○ 県内 19 市町において、493 組織が 34,032ha の農用地で、地域資源の質的向上を図る共同活動を実施されています。【図表-6,7】

○ 琵琶湖を有する本県では、資源向上支払に取り組む場合、「生態系保全活動」と「水質保全活動」を必須の取組としています。

○ 「農村環境保全活動」では、「水質モニタリングの実施・記録管理」が最も多く取り組まれており、次いで「生物の生息状況の把握」、「その他（水質保全（水守当番による排水調査等）」、「施設等の定期的な巡回点検・清掃」、「植栽等の景観形成活動」の順に多くなっています。

【図表-8】

○ 「多面的機能の増進を図る活動」では、「農村環境保全活動の幅広い展開^{*}」が最も多く取り組まれており、次いで「広報活動」となっています。【図表-9】

^{*}農村環境保全活動において、本県は「水質保全活動」および「生態系保全活動」の取組が必須となっているため、自動的に「農村環境保全活動の幅広い展開」に該当します。

《参考》資源向上支払（共同活動）の活動例



のぼり旗等による啓発・普及



排水（漏水）調査



生きもの調査



道路法面への植栽

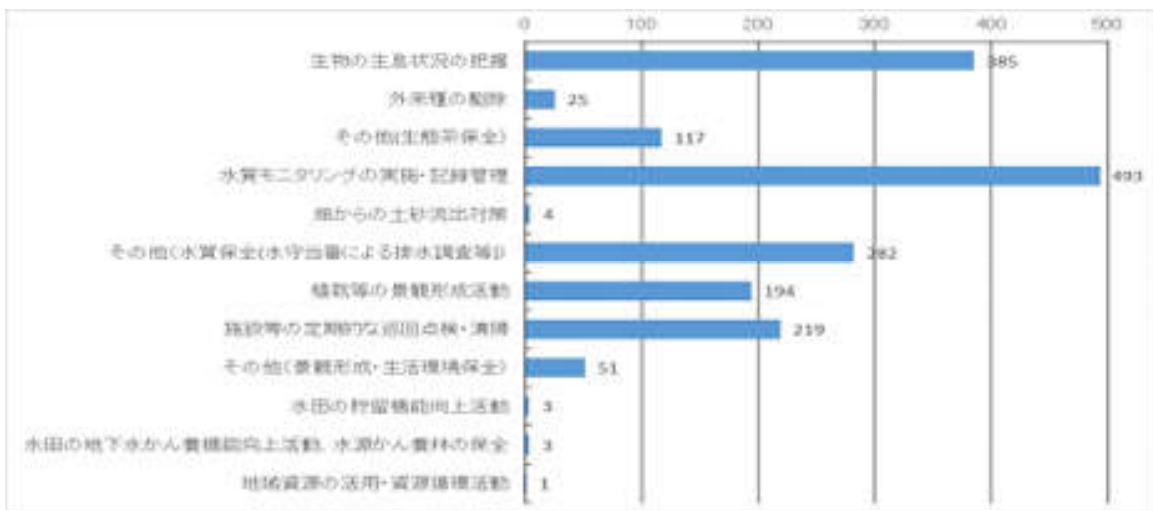
【図表-6】市町村数・対象組織数・交付対象農用地面積（資源向上支払（共同活動））の推移

	H19 ①	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 ②	※令和13 ③/④
市町村数	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
対象組織	771	790	792	791	791	742	749	824	847	864	716	728	555	
うち広域活動組織	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	7	8	11	
交付対象農用地面積 (ha)	32,990	32,928	33,050	33,036	33,012	32,787	33,062	34,431	34,565	34,759	34,555	34,825	34,032	1.05倍

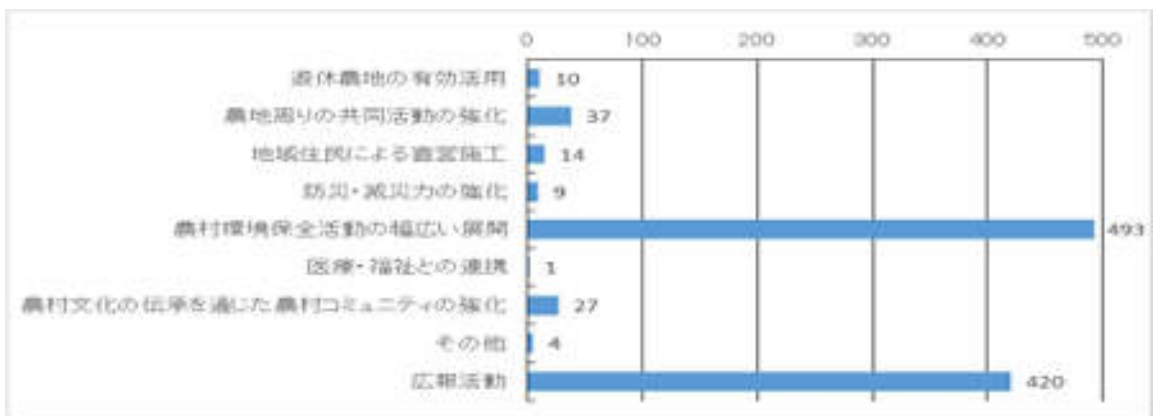
【図表-7】管内別の交付対象農用地（資源向上支払（共同活動））および組織数



【図表-8】農村環境保全活動の実施状況（資源向上支払（共同活動））



【図表-9】多面的機能の増進を図る活動の実施状況（資源向上支払（共同活動））



③ 資源向上支払（長寿命化）

○本県の農業水利施設は琵琶湖総合開発により集中的に整備され、その多くが造成後 40 年以上経過するなど老朽化が進行している状況を踏まえ、農業生産の命脈である「用水路」と豊かな生きものを育む水田づくりを推進する観点から魚道等の生態系保全施設の整備と一体的に行う「排水路」の長寿命化対策を優先的に実施しています。

○県内 12 市町において 34 組織が 3, 226ha の農用地で、農業用水路 5. 4km の補修や更新など長寿命化に取り組み、今後、22. 1km の長寿命化対策を計画されています。【図表-10, 11】

≪参考≫資源向上支払（長寿命化）の活動例



用水路の補修・更新

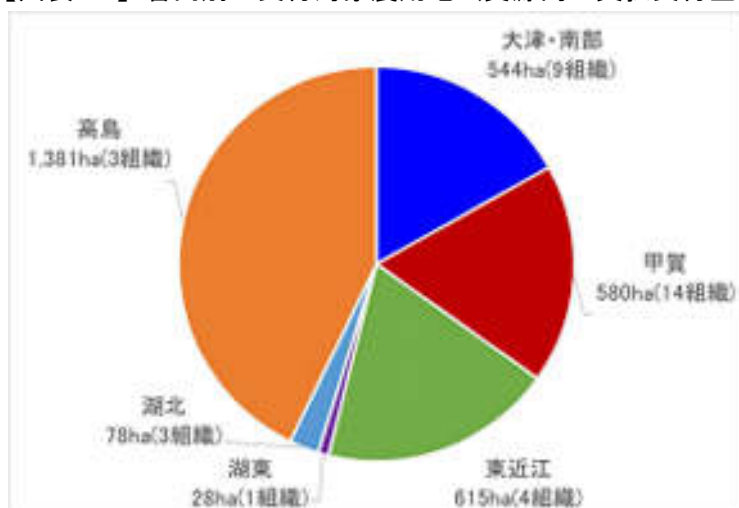


生物多様性型排水路の整備

【図表-10】市町村数・対象組織数・交付対象農用地面積（資源向上支払（長寿命化））の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市町村数	13	13	13	13	13	13	13	12
対象組織	86	102	110	113	111	83	75	34
うち広域活動組織	1	1	1	1	1	2	3	6
交付対象農用地面積 (ha)	3,890	4,499	4,762	4,999	5,048	4,367	3,859	3,226

【図表-11】管内別の交付対象農用地（資源向上支払交付金（長寿命化））および組織数



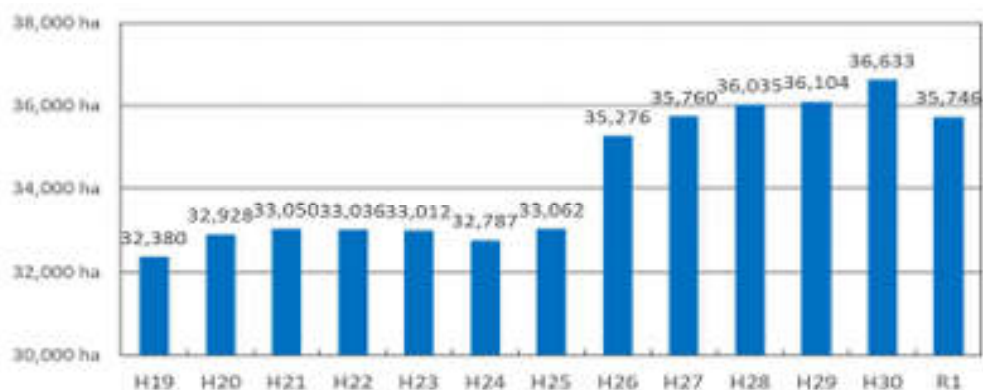
④ 近年の取組状況

(1) 近年発生した取組面積減少の背景

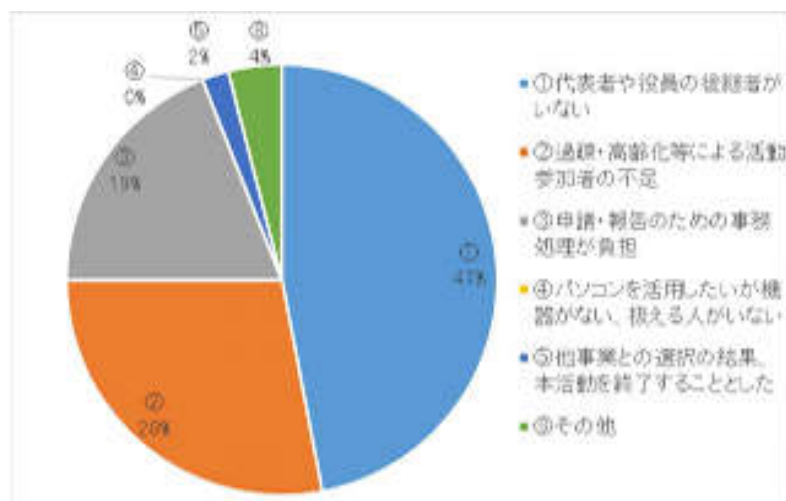
○取組面積は、平成30年度までは増加傾向にありましたが、5か年の前期対策が終了した翌年の令和元年度に887ha（38組織）減少しました。【図表-12】

○活動継続断念組織に対する悉皆調査の結果、取組を断念した理由として、「代表者や役員の後継者不在」、「構成員の高齢化による参加者の減少」、「申請・報告のための事務処理が負担」等が主な原因で、その他、「他事業との選択の結果、本活動を終了することとした」、「自立組織として体制整備され、交付金の支援がなくとも活動継続が可能」や「非農家の住民が増加し、活動継続に対する合意が得られなかった。」という意見も聞かれました。【図表-13】

【図表-12】 取組面積（農地維持支払）の推移



【図表-13】 取組断念組織への断念理由の聞き取り結果



(2) 未取組集落における本対策への取組意向

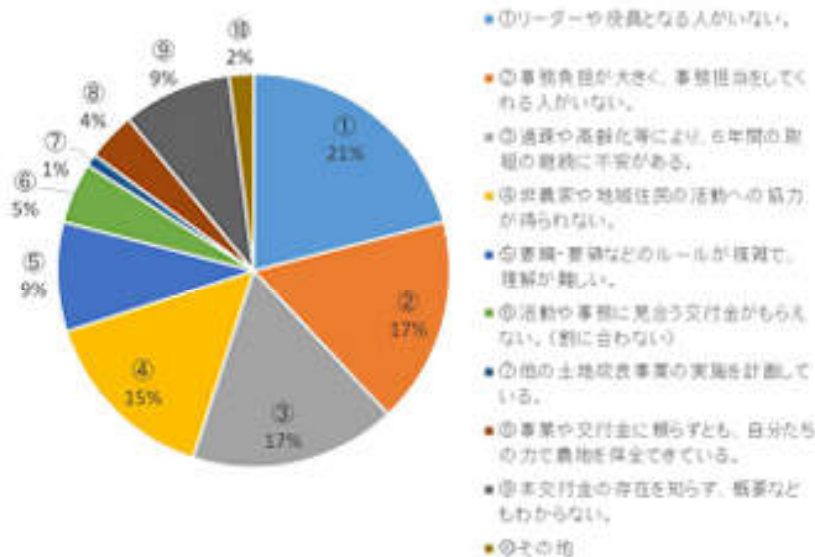
○「人・農地プラン」策定済みあるいは策定に向けた取組を実施中の集落で、かつ本対策に未取組の81集落に対し意向調査を行い、回答のあった57集落（回答率70%）のうち、約7割（40集落）の集落が本対策を認知されており、約3割（18集落）の集落が新規取組の意向を有していることを確認しています。

○一方、取組に至っていない理由としては、「リーダーや役員等のなり手不在」が21%、「過疎・高齢化等による取組継続不安」が17%、「非農家等住民の協力が得られない」が15%など「人」に関する理由で取組を躊躇されている集落が約5割を占めていました。

○その他、「事務負担が大きく事務担当をしてくれる人がいない」、「活動や事務に見合う交付金がもらえない（割に合わない）」など、事務負担を理由に取組を躊躇されている集落が約2割を占めていました。【図表-14】

○今後、リーダーや役員等の人材確保、事務負担の軽減に向け、組織の広域化や多様な主体（大学や企業等）と連携した体制整備などの取組を進めていく必要があります。

【図表-14】未取組集落への未取組の理由の聞き取り結果



⑤ 実施体制

(1) 組織のリーダー育成・確保

○今回のアンケート調査で回答のあった191の活動組織のリーダーの性別は、すべて男性でした。

【図表-15】

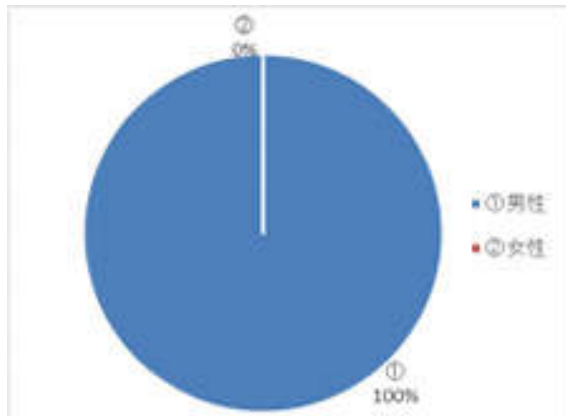
○リーダーの年齢層は、60歳代（56%）と70歳代（22%）の割合が高く、両世代併せて78%を占めています。【図表-16】

○リーダー歴を見ると、9年以上（42%）が最も多く、次いで、3年未満（29%）、3年以上6年未満（16%）となっています。【図表-17】

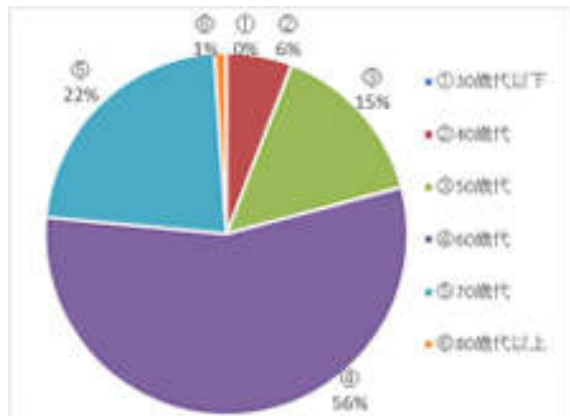
○リーダーの属性としては、自治会の役員が最も多く（31%）、次いで、担い手農業者（20%）、民間企業の管理職経験者等（15%）となっており、地域の指導的立場の方や農業関係者が多くなっています。【図表-18】

○リーダーの後継者となる人材の有無については、85%の組織で後継者または後継者候補がいる一方で、「組織役員等として経験を積んでいる」、「取組への参加を通じて指導・知識伝達を図っている」など人材育成に取り組んでいる対象組織は26%でした。【図表-19, 20】

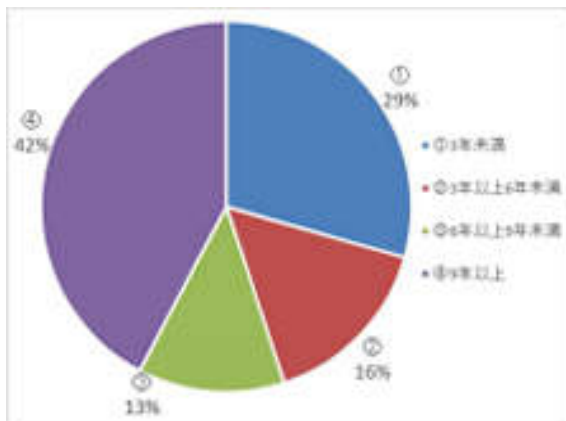
【図表-15】リーダーの性別



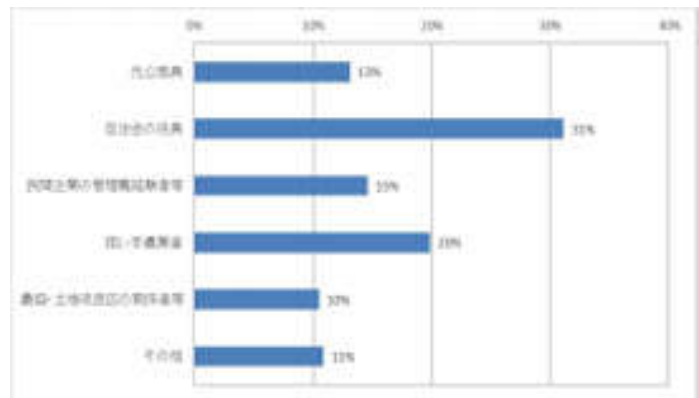
【図表-16】リーダーの年齢構成



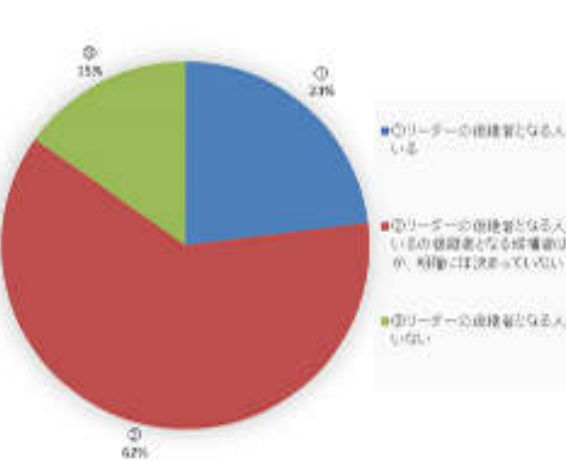
【図表-17】リーダーの経験年数



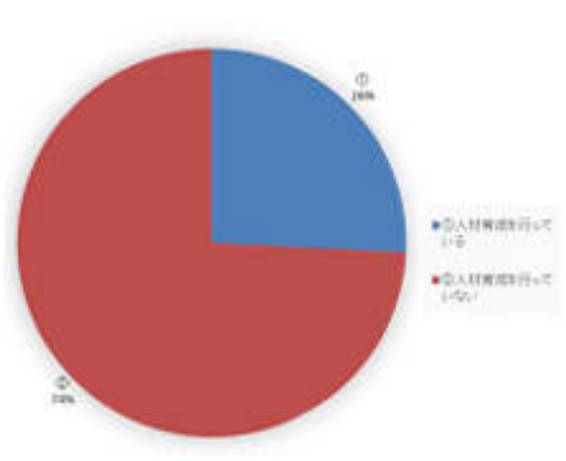
【図表-18】リーダーの属性



【図表-19】後継者の有無



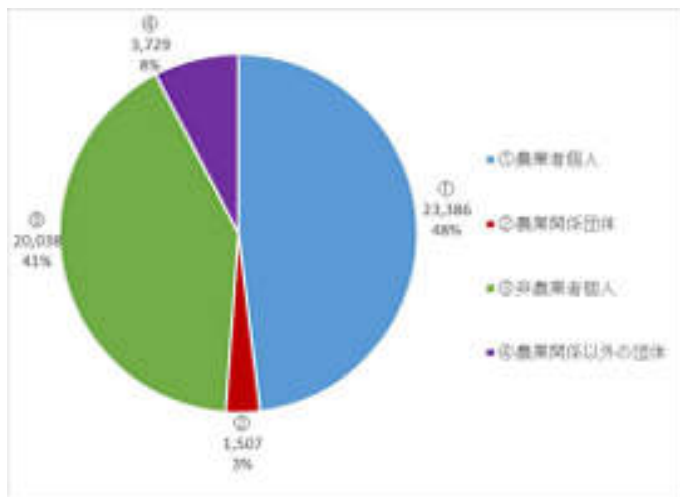
【図表-20】人材育成の有無



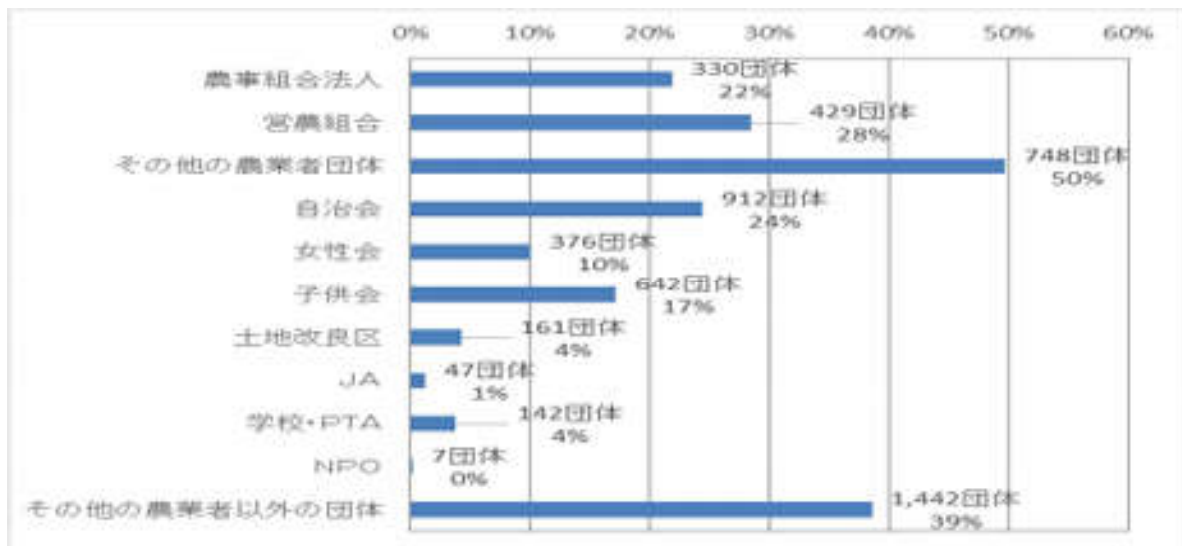
(2) 多様な主体の参画

- 県内活動組織の構成員数は、農業者・非農業者合わせて 48,660 人・団体で、うち非農業者は 23,767 人・団体と 49%を占めています。【図表-21】
- 農地維持支払活動組織に参加している団体の中で、非農業者としては自治会が最も多く(24%)、次いで子供会(17%)、女性会(10%)の順に多くなっています。【図表-22】
- 基礎的保全活動は、農業者や自治会が多く参加する一方で、女性会は植栽活動、学校・PTA はいきもの調査など資源向上(共同)活動への参加率が高くなっています。
- 各取組への参加者全体の年齢別および男女別構成比率は、年齢別では 65 歳未満の参加割合が 65 歳以上よりやや高く、男女別では女性の割合が低くなっています。【図表-23, 24】
- 地域ぐるみで行う基礎的な保全活動では、農業者だけでなく非農業者の参加率も 46%あり、集落全体で保全管理が実践されており、一定、農業者の管理負担の軽減が図れていると考えられます。【図表-25】

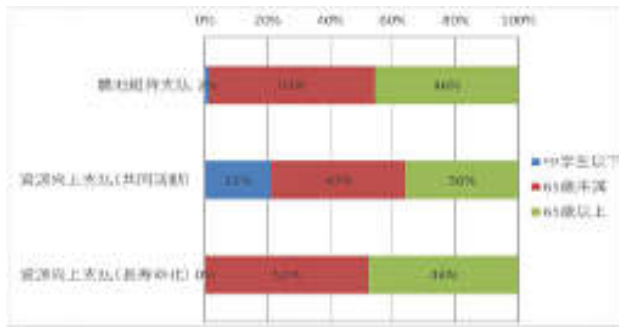
【図表-21】 構成員の割合



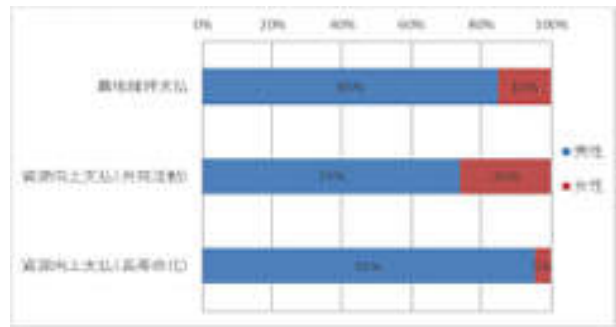
【図表-22】 農地維持支払活動に参加している団体の割合



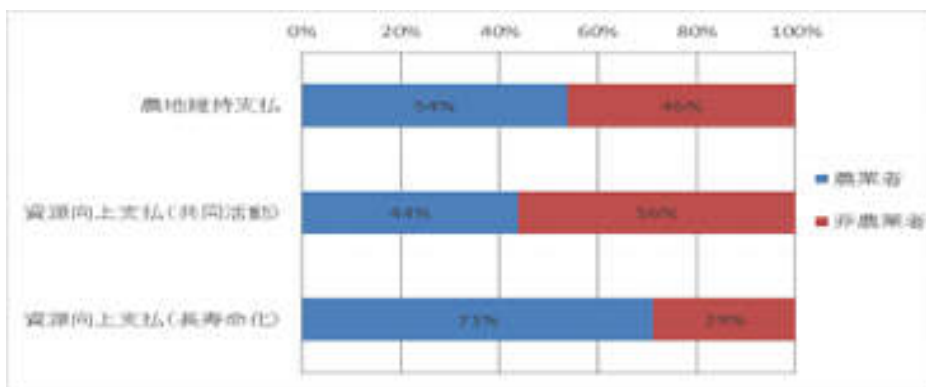
【図表-23】年齢別構成比率



【図表-24】男女別構成比率



【図表-25】農業者・非農業者の構成比率



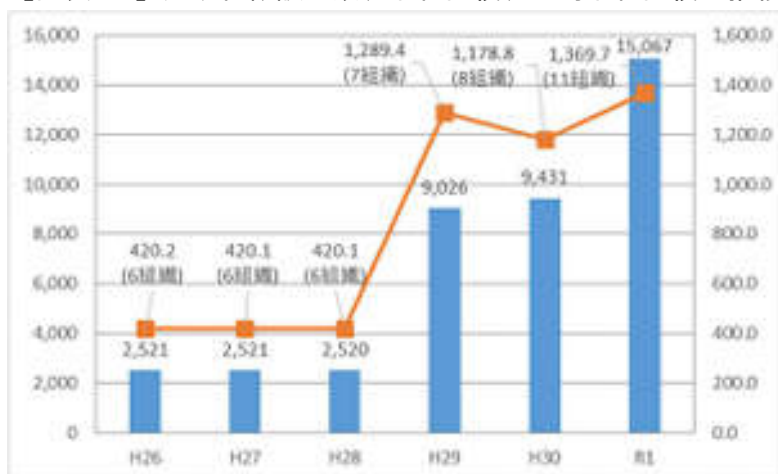
(3) 広域化設立の状況

- 県内の広域組織数は12組織（令和2年12月時点）であり、設立規模は地域の実情によって異なっています。【図表-26, 27】
- 農地維持支払の交付対象農用地面積規模別の活動組織数は、面積が50ha未満の活動組織が最も多く、全活動組織数に占める割合は76%と毎年ほぼ同じです。これに対し、面積が100ha以上の活動組織数は、割合ともに漸増傾向です。【図表-28】
- アンケートにおける広域化に対する意向調査では、想定する規模として、隣の集落と広域化（6%）、旧市町村単位等で広域化（8%）、市町単位で広域化（3%）でした。【図表-29】
- なお、本対策では平成24年度から組織の広域化・体制強化への加算措置を導入し、広域活動組織の設立時等に1組織当たり40万円を支援してきましたが、令和元年度からは制度の見直しが行われ、設立組織の規模に応じた支援を5年間にわたって実施しています。【図表-30】
- 組織の広域化・体制強化への加算措置の結果、対象組織の広域化が一定程度進展したと考えています。今後も、持続的な活動に向けた体制整備を図るため、広域化の取組を進めていく必要があります。

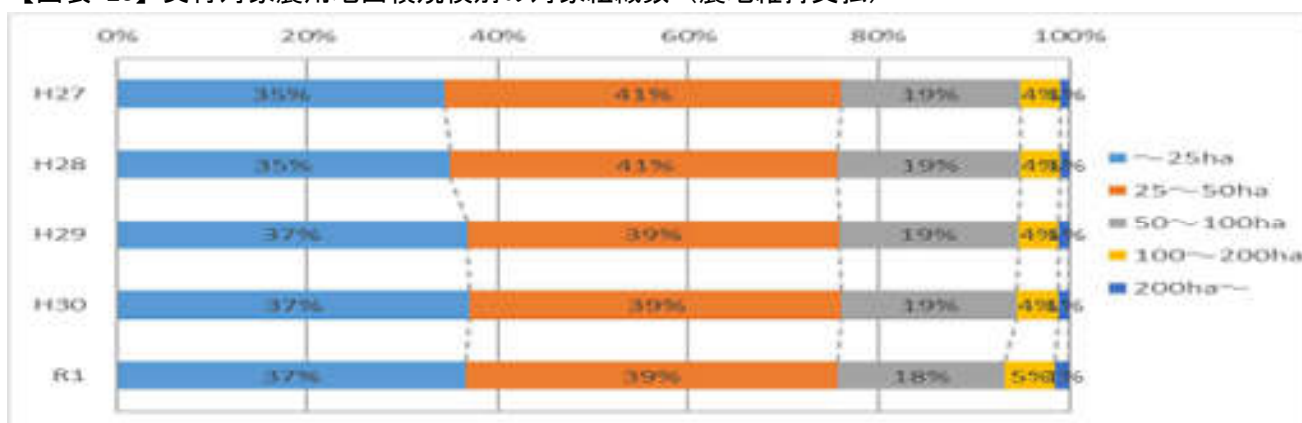
【図表-26】 広域組織設立状況（令和2年12月末時点）

	広域組織名称	市町名	年度	規模
①	仰木を守る会	大津市	H19	旧村単位
②	大比良まるごと保全の会	大津市	H19	改良区単位
③	大中環境保全の会	東近江市 近江八幡市	H19	改良区単位
④	鴨川水土里グループ	高島市	H19	改良区単位
⑤	水土里を守る会新旭地区	高島市	H19	改良区単位
⑥	小中之湖地域環境保全会	近江八幡市 東近江市	H24	改良区単位
⑦	東近江市農村まるごと保全 広域協定運営委員会	東近江市	H29	市町単位
⑧	天の川水土里保全会	米原市	H30	改良区単位
⑨	近江八幡市農村まるごと 広域協議会	近江八幡市	R1	市町単位
⑩	広域たかしま	高島市	R1	市町単位
⑪	東草野農地保全会	米原市	R1	旧村単位
⑫	広域ひこね	彦根市	R2	改良区単位

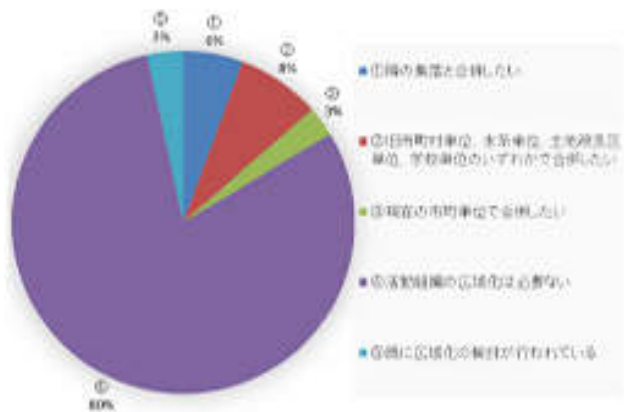
【図表-27】 広域組織設立数、取組面積、平均取組面積の推移



【図表-28】 交付対象農用地面積規模別の対象組織数（農地維持支払）



【図表-29】 広域化に対する対象組織の意向



【図表-30】 広域組織設立に対する支援
(令和元年度～)

	交付額
3集落以上または50ha以上*	4万円/年・組織
200ha以上	8万円/年・組織
1,000以上	16万円/年・組織

*中山間地域等の条件不利地域において適用

4. 本対策の効果の評価

本対策の効果の評価にあたっては、事業の趣旨である「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」と「担い手農家への農地集積など構造改革を後押し」のアウトカムとして、①地域資源の適切な保安全管理、②農村環境の保全・向上、③農業用施設の機能増進、④農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献、⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献、⑥地域の防災・減災力の向上の6つの効果について評価を行いました。

その結果、本対策の取組により

- ① 遊休農地の解消・発生防止や農業用施設の機能維持といった効果が見られ、地域資源の適切な保安全管理に寄与している。
- ② 水質・生態系保全等の取組が琵琶湖や農村環境の保全・向上に寄与している。
- ③ 施設の長寿命化対策が農業用施設の機能増進に寄与している。
- ④ 多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化に寄与している。
- ⑤ 非農業者を含めた地域の話し合い等が活発に行われ、非農業者の共同活動への参加や農地の集積・集約のきっかけになるなど構造改革の後押し等地域農業に貢献。
- ⑥ 農業用施設の計画的かつ適正な保安全管理を通して、地域の防災・減災力の向上に寄与している。などの効果が確認されるなど、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししていると評価できます。

以下、効果の評価の詳細について説明します。

① 地域資源の適切な保安全管理

(1) 農地の保安全管理

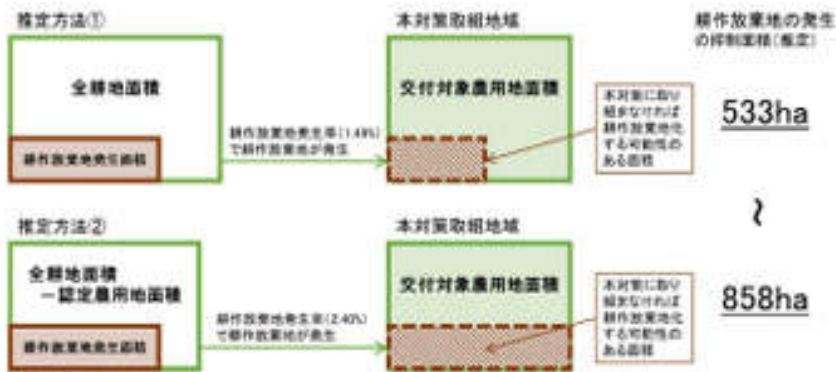
<遊休農地の発生防止・拡大抑制>

- 本対策により、遊休農地であった農用地が適切に保安全管理され、平成26年度から令和元年度の5年間で約40haの遊休農地が解消されて耕作可能な状態に復旧されました。また、本対策は、5年間で約533～858haの遊休農地の発生抑制に貢献したと考えられます。【図表-31, 32】
- アンケート調査対象組織のうち44%の活動組織が、本対策に取り組んでいなかった場合、遊休農地が「かなり発生または面積が拡大していたと思う」または「発生または面積が拡大していたと思う」と回答されています。【図表-33】
- このことから、本対策が遊休農地の発生防止や拡大抑制に寄与していることを確認しました。

【図表-31】 遊休農地解消に取り組む組織数および解消面積

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
取組組織数	13	13	13	12	8	3	
解消面積(ha)	7.13	13.05	9.58	7.00	2.01	0.87	39.64

【図表-32】耕作放棄地の発生の抑制面積の推定方法



※農林水産省が実施した施策評価にかかる推定方法による試算

【図表-33】未取組の場合の遊休農地の見込みについて

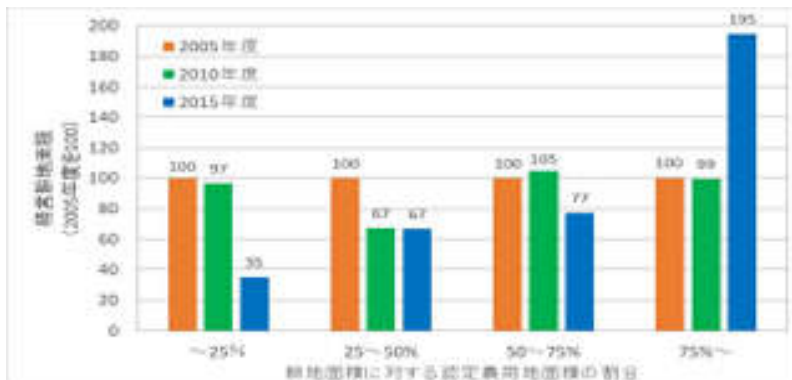


＜農地の適切な保全管理＞

○農林業センサスでは、2005年から2015年における県内市町別の耕地面積に対する認定農用地面積の割合別の経営耕地面積の推移について確認した結果、耕地面積に対する認定農用地面積の割合が高い市町ほど、10年間（2005年～2015年）における経営耕地面積の減少が少ない結果となっています。【図表-34】

○このことから、本対策が経営耕地面積の減少抑制に寄与していることを確認しました。

【図表-34】耕地面積に対する認定農用地面積割合別の経営耕地面積の変化



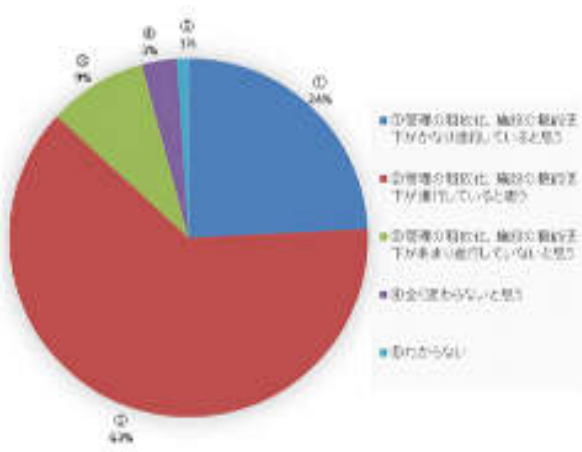
(2) 農業用施設の機能維持

○アンケート調査対象組織のうち 87%の活動組織が、本対策に取り組んでいなかった場合、農業用施設の管理の粗放化、施設の機能低下が「かなり進行していると思う」または「進行していると思う」と回答されています。【図表-35】

○また、アンケート調査対象活動組織と本対策の未取組集落に対して、10年後の農業用施設の保全管理の見通しについて聞き取り調査をしたところ、アンケート調査対象活動組織では「保全管理は継続される」との回答が多かったが、未取組集落では「保全管理の質や頻度が低下する」との回答が最も多く 41%でした。また、10 年後の農業用施設の「保全管理は困難になる」と回答した未取組集落は全て「農地周りの保全管理は個別農家がそれぞれで実施している」と回答されています。【図表-36, 37】

○このことから、本対策が農業用施設の機能維持に寄与していることを確認しました。

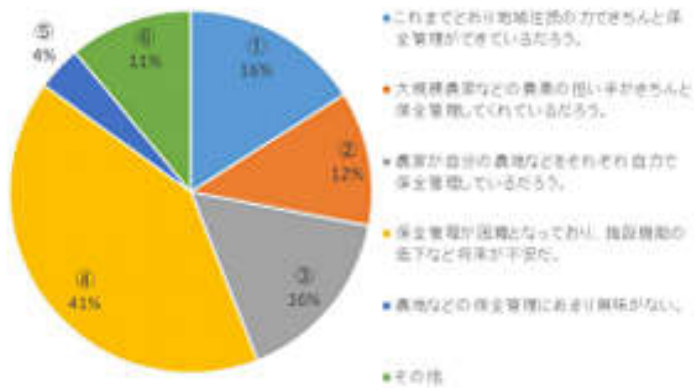
【図表-35】 未取組の場合の農業用施設の老朽化見込みについて



【図表-36】 対象組織へのアンケート結果（10年後の農業用施設の保全管理の見通し）



【図表-37】未取組集落へのアンケート結果（10年後の農業用施設の保安全管理の見通し）



② 農村環境の保全・向上

○本県では、資源向上支払（共同活動）の農村環境保全活動に取り組む場合、水質保全および生態系保全活動を必須としています。

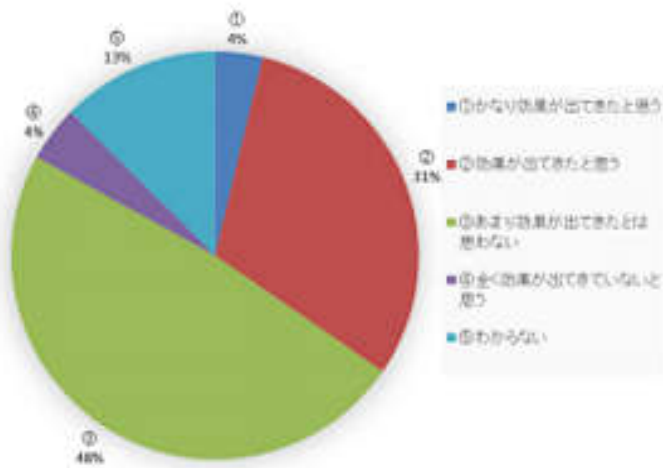
○農業排水が流入する主要河川（59 河川 78 地点）の代かきから田植え期における透視度は、本対策開始から間もない平成 21 年度以降横ばいでしたが近年は緩やかな改善傾向にあります。また、地域一体で必須の活動として組み込まれてきた水田からの濁水管理や水質モニタリングにより地域の環境保全意識は着実に向上し、アンケート調査では 76%の活動組織が「かなり効果が出てきた」または「効果が出てきた」と回答されています。【図表-38, 39】

○一方、生態系保全については、35%の活動組織が「かなり効果が出てきた」または「効果が出てきた」と回答されています。【図表-40】

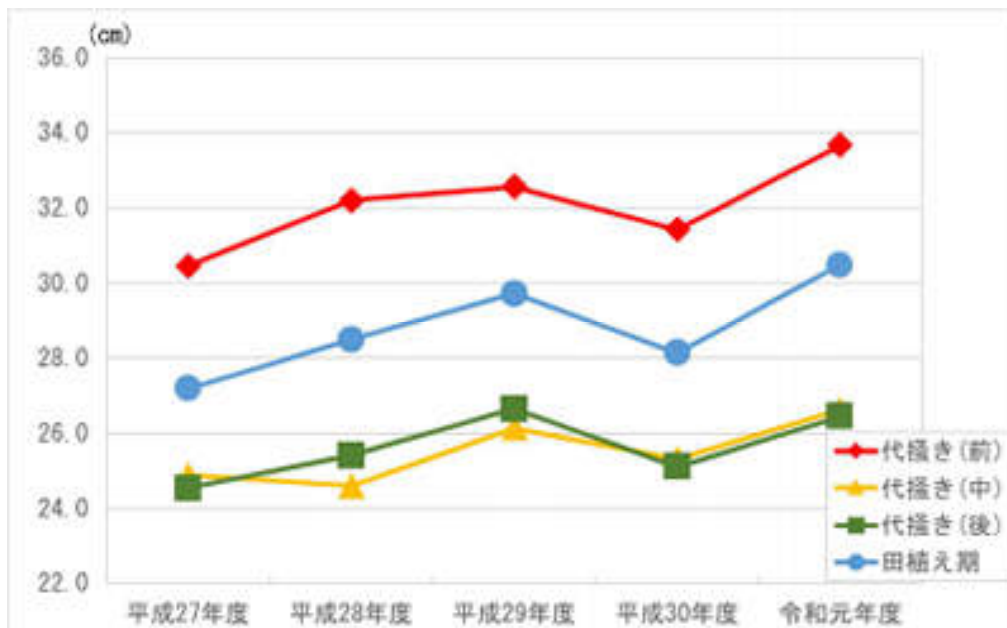
○近年、水田を主な生息域とするコウノトリの飛来が本県を含む全国で確認されており、本対策により農地の環境保全・向上が進んだことが生息数の回復に影響しているとの有識者の意見もあります。【図表-41】

○このことから、本対策が生態系・水質保全活動等を通して、琵琶湖や農村環境の保全・向上に寄与していることを確認しました。

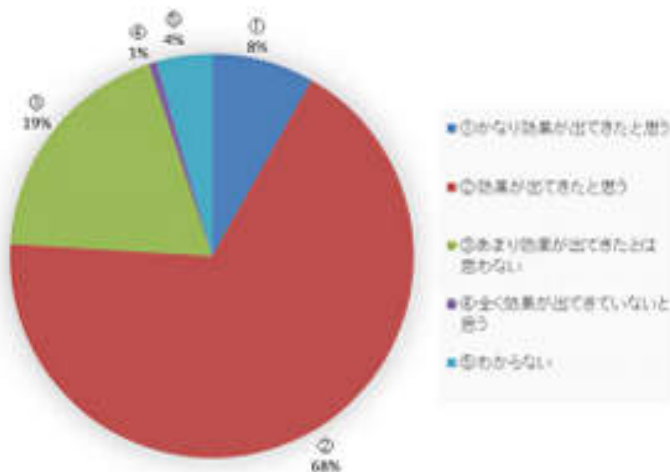
【図表-38】水質保全に関する活動の効果



【図表-39】農業排水にかかる透視度調査結果（年度別平均透視度）



【図表-40】生態系保全に関する活動の効果



【図表-41】コウノトリの飛来状況

<コウノトリの飛来状況>



③ 農業用施設の機能増進

○アンケート調査では、89%の活動組織が、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、10年後には農業用施設の「破損、老朽化等により農業生産や周辺地域への被害があり、対処が必要になる」または「農業生産へ影響が出ると思う」と回答されています。【図表-42】

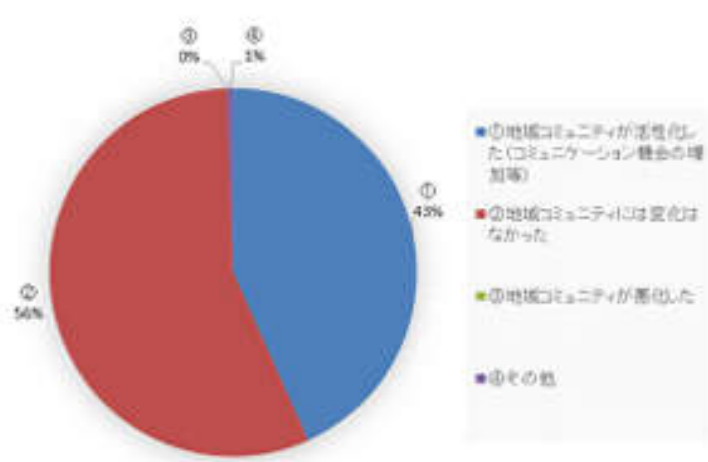
○推進協議会では活動組織を対象に農業用施設の維持補修や長寿命化対策にかかる技術力向上を目的とした研修会*を毎年開催しており、また、アンケート調査結果においても施設の長寿命化に対応できる人材の確保や劣化度に応じた施設の補修・更新を着実に実施されていることから、本対策が農業用施設の機能増進に寄与していることを確認しました。

*平成19年度～令和元年度農業用施設の機能増進に係る研修会延べ119回開催（全体研修：83回、支部研修：36回）

【図表-45】 本対策をきっかけとして活発化した取組



【図表-46】 本対策による地域コミュニティの活性化



⑤ **構造改革の後押し等地域農業への貢献**

○農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動は、従来、農業者が中心となって行ってきましたが、現在、本対策の農地維持支払の取組においては、参加人数の46%を非農業者が占める状況となっています。(農地維持支払は、農業者のみで構成する対象組織においても実施可能であるにもかかわらず非農家の参加が進んでいます。)【図表-25】

○集落営農組織設立への貢献度については、16%が「本対策がきっかけで集落営農組織が設立された」、6%が「設立の検討がされている」とアンケート調査で回答されています。

○また、上記の「本対策をきっかけとして集落営農組織が設立された」、または「設立の検討がされている」と回答した組織のうち、17%が「かなり役立っている」、64%が「ある程度役立っている」と回答されています。【図表-47, 48】

○地域農業の発展に対する本対策の貢献度については、5%が「かなり役立っている」、41%が「ある程度役立っている」と回答されています。【図表-49】

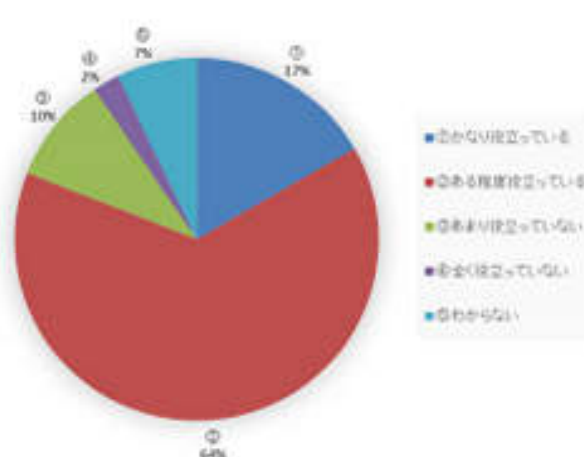
○農地の利用集積に対する本対策の貢献度については、10%が「かなり役立っている」、50%が「ある程度役立っている」と回答されています。【図表-50】

○このことから、本対策により非農業者を含めた地域の話し合いなどが進み、農地集積や集約のきっかけになるなど構造改革の後押し等地域農業の発展に貢献していることを確認しました。

【図表-47】 集落営農組織の設立について



【図表-48】 集落営農組織設立に対する貢献度



【図表-49】 地域農業発展に対する貢献度



【図表-50】 農地の利用集積に対する貢献度



⑥ 地域防災・減災力の向上

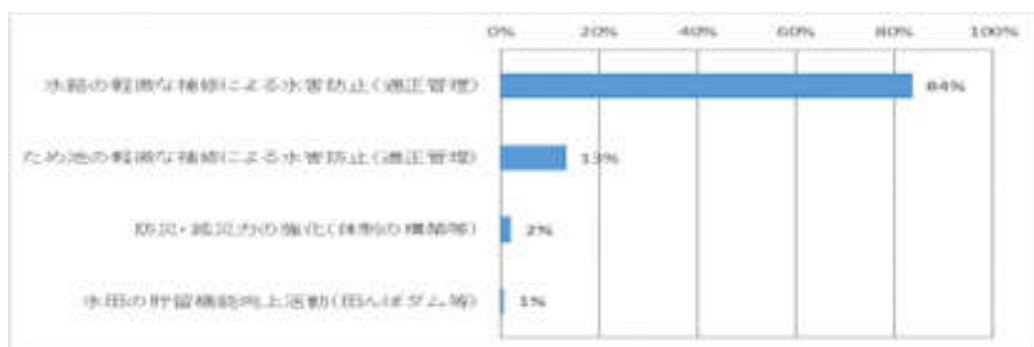
○令和元年度の実績では84%の活動組織が「水路の軽微な補修（適正管理）による水害防止」に、13%の活動組織が「ため池の軽微な補修（適正管理）による水害防止」に取り組まれるなど本対策の活用により地域の防災・減災力が高まっています。【図表-51】

○甚大な自然災害により被災した場合、当初計画していた活動に代えて応急措置または補修・更新等を実施できる特例措置が創設されたことを受け、研修会等の場で制度の周知を図っています。

【図表-52】

○このことから、本対策が地域の防災・減災力向上に貢献していることを確認しました。

【図表-51】 防災・減災にかかる取組



【図表-52】 甚大な自然災害発生時の特例措置



⑦ 本対策の実施による多面的機能の維持・発揮について

「国土の保全」、「水源涵養」、「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」、「文化の継承」などの多面的機能の発揮における本対策の役割について定量的評価を行いました。

◆「国土保全」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「国土の保全」の維持・発揮および増進が図られています。活動に取り組みなかった場合、遊休農地の発生や農業用施設の機能低下が生じていたと想定され、「洪水防止機能」等の維持・発揮に支障を生じていた恐れがあります。【図表-53, 54】
- 本対策が「国土の保全」に一定の役割を果たしていることを確認しました。

「国土保全」の維持・発揮

- ◆ 農地維持支払に取り組む 35,746ha の農用地においては、農用地や農業用施設が適切に保管理され、洪水防止、土砂崩壊防止、土壌浸食防止機能が維持・発揮。
(参考) 交付対象農用地面積の内訳
田:34,590ha 畑:1,110ha 草地:46ha
保管理されている水路延長:8,215km

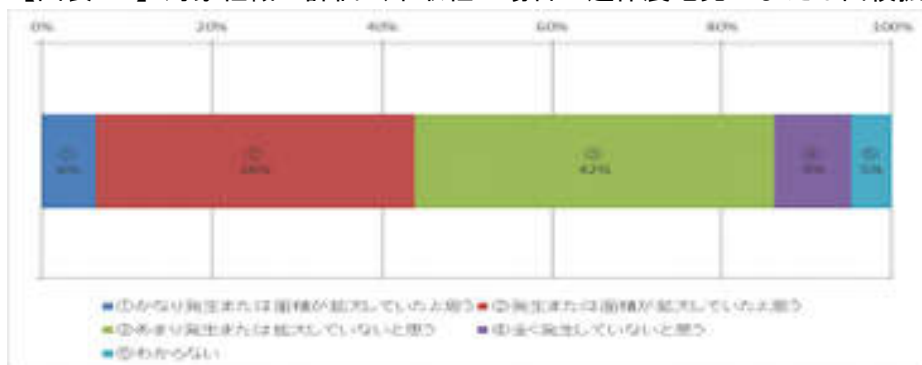
+

「国土保全」の増進

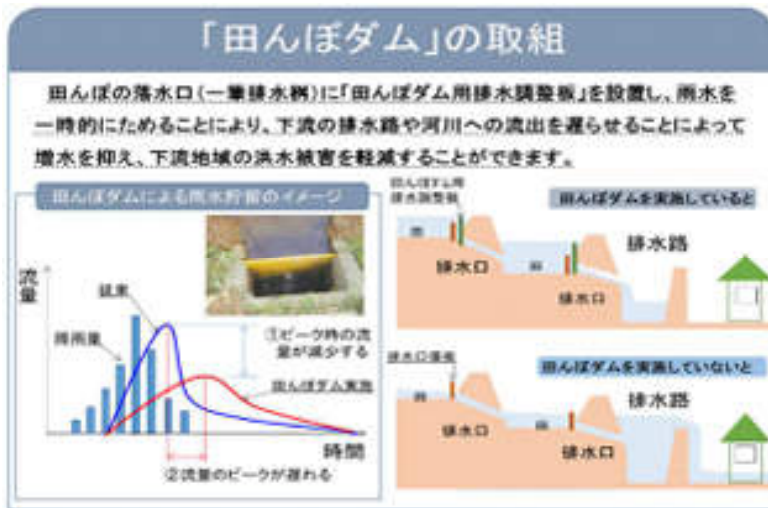
- ◆ 5 組織で排水調整板の設置など水田の貯留機能向上活動を実施し、水田からのピーク流出量を抑制することで洪水防止機能を増進。
(参考)
田んぼダム (資源向上支払 (共同活動)・防災減災型)
5 組織 (東近江市内)
田:256ha 畑:5ha 草地:0.5ha

- 洪水防止機能：畦に囲まれた田や耕作された畑の土壤に、雨水を一時的に貯留し、洪水の発生を防止する機能
- 土砂崩壊防止機能：耕作が続けられることで、雨水が田畑に貯留され地下水が急激に増えないため土砂崩れを起きにくくする機能
- 土砂浸食防止機能：田畑の作物や田に張られた水が雨や風から土壤を守り、下流域に土壤が流出するのを防ぐ機能

【図表-53】対象組織の評価（未取組の場合の遊休農地発生または面積拡大について）



【図表-54】「田んぼダム」の取組について



（参考1）遊休農地の発生防止効果に関する試算

- 本対策の活動として「遊休農地発生防止のための保安全管理」があり、取組がされなかった場合、5年間で533～858haの遊休農地が発生していたと推定できる。
- この面積の農用地が遊休農地となったと仮定した場合、当該農用地を耕作可能地として回復するために要する費用は、約3.0～4.7億円に相当する。

遊休農地の発生防止面積および効果の推定

（1）試算方法

遊休農地の発生防止効果は、（遊休農地の復元に要する経費）×（遊休農地の発生防止面積）で算定する。

（2）諸元

本効果の試算に関する諸元については、以下のとおり。

（遊休農地の発生防止面積の推定方法①）

$$\begin{aligned} \text{遊休農地の発生防止面積} &= (\text{全耕地面積からみた遊休農地発生率}) \times (\text{交付対象面積 (R1)}) \\ &= 1.49\% \times 35,746\text{ha} \approx 533\text{ha} \end{aligned}$$

（遊休農地の発生防止面積の推定方法②）

$$\begin{aligned} \text{遊休農地の発生防止面積} &= (\text{未取組地域の耕地面積からみた遊休農地発生率}) \times (\text{交付対象面積 (R1)}) \\ &= 2.40\% \times 35,746\text{ha} \approx 858\text{ha} \end{aligned}$$

①全耕地面積からみた遊休農地発生率

②未取組地域の耕地面積からみた遊休農地発生率



上記推定方法により、遊休農地の発生防止面積は、①で533ha、②で858haとなる。

遊休農地の復元に要する経費＝54,650円/10a（農研機構「多年生雑草が優先した耕作放棄畑の復元方法」より）

(3) 計算式

(遊休農地の復元に要する経費) × (遊休農地の発生防止面積) = 54,650 円/10a × 533~858ha = 3.0~4.7 億円

(4) まとめ

○本交付金による遊休農地の発生防止面積は、533~858ha と推定。

○これらの面積の遊休農地を耕作可能な農地として回復するための費用は、3.0~4.7 億円と算定した。

(参考2) 水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果に関する試算

- 水田の貯留機能向上活動に取り組むことにより、取り組まなかった場合より平均 10cm 多く水深を確保することが可能となり、増加する貯水量は約 74 千 m³ と推定。
- この取組による洪水防止効果を治水ダムの減価償却費および維持管理費に評価すると、年額約 25 百万円に相当する。

水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果の推定

(1) 試算方法

水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果は、

(取組により増加する有効貯水量) × ((有効貯水量当たりダム減価償却費) + (有効貯水量当たりダム維持管理費))
で算定する。

(2) 諸元

本効果の試算に関する諸元については、以下のとおり。

(水田の貯留機能向上活動に取り組んでいる面積)

= 水田の貯留機能向上活動に取り組んでいる対象組織の交付農用地面積 (田) の合計
× 交付対象農用地に対する取組面積の割合 (聞き取り調査による)
× 本地率 (農地面積に対する畦畔や法面を除いた水田面積の割合)
= 262ha × 30% × 94% ≒ 74ha

(取組により増加する水深) = 平均 10cm (国の聞き取り調査による)

(取組により増加する有効貯水量)

= (水田の貯留機能向上活動に取り組んでいる面積) × (取組により増加する水田の水深)
= 74ha × 10cm ≒ 74 千 m³

(有効貯水量当たりダム減価償却費) = (治水ダム建設費) × i × (1 + i)ⁿ / [(1 + i)ⁿ - 1] = 332 円/ m³
治水ダム建設費 = 7,945 円/ m³

(「ダム年鑑 2018」(日本ダム協会)より、竣工年が 2010 年以降の洪水調節用ダムおよび農地防災ダムの平均)

耐用年数 (n) = 80 年、利子率 (i) = 0.04 (土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数 (H28.3))

(有効貯水量当たりダム維持管理費) = 2.34 円/ m³ (「基幹水利施設整備状況調査」(平成 7 年)のデータから算定)

(3) 計算式

(取組により増加する有効貯水量) × {(有効貯水量当たりダム減価償却費) + (有効貯水量当たりダム維持管理費)}
= 74 千 m³ × (332 円/m³ + 2.34 円/m³) = 約 25 百万円

(4) まとめ

○水田の貯留機能向上活動により増加する有効貯水量は、約 74 千 m³ と推定。

○これらの貯水量を治水ダムの減価償却費および維持管理費により評価すると、年額約 25 百万円に相当するものと算定した。

◆「水源涵養」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「水源の涵養」の維持・発揮および増進が図られています。活動に取り組みなかった場合、遊休農地の発生や農業用施設の機能低下が生じていたことが想定され、「地下水涵養機能」等の維持・発揮に支障を生じていた恐れがあります。

「水源の涵養」の維持・発揮

- ◆ 農地維持支払に取り組む 35,746ha の農用地においては、農用地や農業用施設が適切に保全管理され、地下水涵養機能や河川流況安定機能が維持・発揮。
(参考) 交付対象農用地面積の内訳
田:34,590ha 畑:1,110ha 草地:46ha
保全管理されている水路延長:8,215km

+

「水源の涵養」の増進

- ◆ 3組織で、営農以外の目的での農用地の湛水や、収穫後の耕起など、水田の地下水涵養機能向上活動を実施し、地下水涵養機能を増進。

- 地下水涵養機能: 田畑に貯留した雨水やかんがい用水が、地下にゆっくりと浸透して地下水となる機能。地下水は良質な水として下流地域の生活用水等に活用される。
- 河川流況安定機能: 田畑に貯留した雨水やかんがい用水が、水路を通じて、また地下水としてゆっくりと河川に還元されることにより、河川の流れを常に安定に保つ機能。



(参考3) 遊休農地発生防止による地下水涵養効果に関する試算

- 遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養は 99~159 千 m³ と推定。
- これを利水ダムの減価償却費および維持管理費により評価すると、年額約 26~42 百万円に相当する。

遊休農地の発生を防止したことによる地下水涵養効果の推定

(1) 試算方法

遊休農地の発生を防止したことにより維持される地下水涵養効果は、

(遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量) × (有効貯水量当たり利水ダム減価償却費) + (有効貯水量当たり利水ダム維持管理費) で算定する。

(2) 諸元

本効果の試算に関する諸元については、以下のとおり。

(地下水利用量(農業利用除く)) = 総地下水利用量 - 農業用地下水利用量 = 76.8 億 m³

総地下水利用量 = 105.5 億 m³ (「H30 年版日本の水資源」(国土交通省))

農業用地下水利用量 = 28.7 億 m³ (「H30 年版日本の水資源」(国土交通省))

(水田かんがい地下水涵養量(m³)) = 減水深(m) × かんがい日数(日) × 水稲作付面積(m²) = 約 322.3 億 m³

減水深 : (整備水田) = 22.8mm、(未整備水田) = 19.0mm (農林水産省地域計画課調べ)

かんがい日数 = 田植期 ~ 出穂期 + 30 日 = 105 日 (作物統計より H29 年度の全国平均)

水稲作付面積 = 146.9 万 ha (令和元年度水稲作付面積(農林水産統計_R2.9.2公表))

(総地下水涵養量(m³)) = 年降水量(m) × 地下水涵養率 × 国土面積(m²) = 約 1,818 億 m³

年降水量 = 1,718mm (「H30 年版日本の水資源」(国土交通省)より 1986 年~2015 年の全国約 1,300 地点の年平均降水量)

地下水涵養率 = 0.28 (山本(1992))、国土面積(m²) = 37,800 億 m² = 378 千 km² (外務省 HP)

(水田地下水涵養率) = (水田かんがい地下水涵養量(m³)) / (総地下水涵養量(m³)) = 17.7%

(地下水涵養量) = (地下水利用量(農業利用除く)) × (水田地下水涵養率) = 76.8 億 m³ × 17.7% = 13.6 億 m³

(遊休農地面積(田)) = 533~858ha/5 年 = 約 107~172ha/年

(遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量) = (地下水涵養量) × (遊休農地面積(田)) / (水稲作付面積)

= 13.6 億 m³ × (107~172ha) / 146.9 万 ha

= 99~159 千 m³

(有効貯水量当たり利水ダム減価償却費) = (利水ダム建設費) × i × (1+i)ⁿ / [(1+i)ⁿ - 1] = 258 円/ m³

利水ダム建設費 : 6,162 円/ m³

(「ダム年鑑 2018」(日本ダム協会)より、竣工年が 2010 年以降の上水専用ダムおよび上水道関連ダムの平均)

耐用年数(n) : 80 年、利子率(i) = 0.04 (土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数(H28.3))

(有効貯水量当たり利水ダム維持管理費) = 2.34 円/ m³ (「基幹水利施設整備状況調査」(平成 7 年)のデータから算定)

(3) 計算式

(遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量) × { (有効貯水量当たり利水ダム減価償却費) + (有効貯水量
当たり利水ダム維持管理費) }

= 99~159 千 m³ × (258 円/m³ + 2.34 円/m³) = 約 26~42 百万円

(4) まとめ

○ 遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量は、99~159 千 m³ と推定。

○ この涵養量を利水ダムの減価償却費および維持管理費により評価すると、年額約 26~42 百万円に相当するものと算定した。

◆「自然環境の保全」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「自然環境の保全」の維持・発揮および増進が図られています。活動に取り組みなかった場合、遊休農地の発生や多様な生物が生息する環境の喪失が想定され、「自然環境保全機能」の維持・発揮に支障を生じていた恐れがあります。
- 本県においては、「水質保全」および「生態系保全」を必須の取組としていることから、対象地域全域で自然環境の保全が地域ぐるみで図られています。
- 対象組織において、本対策が自然環境保全機能に一定の役割を果たしていることを確認しました。【図表-55, 56】

「自然環境の保全」の維持・発揮

- ◆ 資源向上支払（共同活動）に取り組む493組織（34,032ha）においては、「水質保全」および「生態系保全」に取り組まれており、農用地や農業用施設が適切に保全管理され、自然環境の保全にかかる機能が維持・発揮。

（参考）交付対象農用地面積の内訳

田：32,913ha 畑：1,073ha 草地：46ha



水守当番（排水・漏水調査）



透視度調査（排水流末の定点観測）



生きもの調査・観察会



フナの稚魚が育成する水田

+

「自然環境の保全」の増進

- ◆ 堰上げ式魚道や一筆魚道の設置、水田内水路の設置など、生物（魚類等）の生息環境や移動経路の確保のための活動を実施。（10組織、450ha）
- ◆ このほか、ワンドの設置、ビオトープ水田の整備、水路からの脱出施設の設置、冬みず田んぼの実践などの生態系保全にかかる活動を実施し、自然環境保全機能を増進。

《活動状況》



水路魚道の設置（堰上げ式）



水路魚道の設置（一筆型）



水田内水路の実施



水路からの脱出施設設置

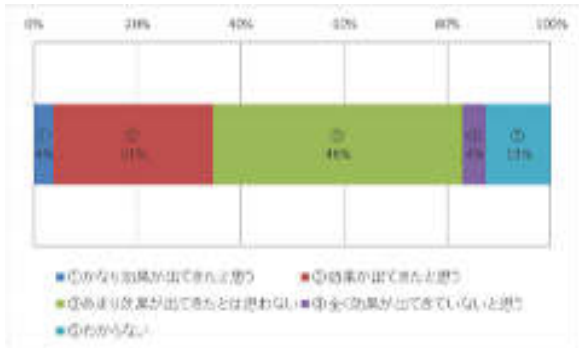


ビオトープ水田の整備

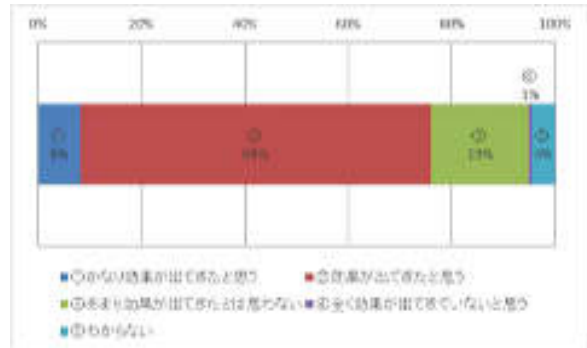


のぼり旗・啓発看板の設置

【図表-55】生態系保全にかかる効果について



【図表-56】水質保全にかかる効果について



◆「良好な景観の形成」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「良好な景観の形成」の維持・発揮および増進が図られています。活動に取り組みなかった場合、遊休農地の発生により美しい田園風景が損なわれていたことが想定され、景観形成機能の維持・発揮に支障を生じていた恐れがあります。
- 対象組織において、本対策が良好な景観の形成に一定の役割を果たしています。【図表-57】

「良好な景観の形成」の維持・発揮

- ◆ 本対策に取り組むことにより、農用地や農業用施設が適切に保安全管理され、景観形成機能が維持・発揮。

景観形成機能 農村地域で、農業が営まれることにより、田畑に育った作物と農家の家屋、その周辺の水辺や里山が一体となって美しい田園風景を形成する機能。



適切に管理された農地



グランドカバープランツの設置



棚田のある農村風景



良好な景観を形成する棚田

+

「良好な景観の形成」の増進

- ◆ 194 組織で、景観形成のための施設への植栽等を実施し、景観形成機能を増進。
- ◆ 219 組織で施設等の定期的な巡回点検・清掃活動を実施し、景観形成機能を増進。

《活動状況》



農道法面への植栽



地域住民による巡回点検・清掃

【図表-57】 景観形成にかかる効果について



◆「文化の継承」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「文化の伝承」の維持・発揮および増進が図られています。活動に取り組みなかった場合、伝統的施設や農法の保全にかかる農用地や農業用施設が適切に保全管理されず、無形文化財等の農村文化の喪失が想定され、文化の伝承機能の維持・発揮に支障を生じていた恐れがあります。

「文化の伝承」の維持・発揮

- ◆ 本交付金の活動に取り組むことにより、伝統的施設、農法の保全等にかかる農用地や農業用施設が適切に保全管理され、文化の伝承機能が維持・発揮。

文化の伝承機能：五穀豊穡祈願や収穫を祝うもの等、稲作をはじめとする農業に由来する伝統行事や祭り等を通じて、地域において永きにわたり文化を伝承する機能。

+

「文化の伝承」の増進

- ◆ 27 組織で、農業に由来する行事の継承等に新たに地域住民や都市住民等が参加するなど、文化の伝承機能が維持・発揮および増進。

≪活動状況≫



収穫体験・収穫祭



はさ掛け作業の体験



昔の農機具「とうみ」を使った脱穀選別作業の体験

⑧ まとめ 本対策における課題と今後の取組方針

(1) 本対策の課題

- ◆活動組織構成員の高齢化による参加者減少や後継者不足等により活動の継続が困難となっており、持続的な活動とするために活動組織の体制強化が必要。
- ◆書類作成等事務処理に多くの時間と労力を要し、円滑な活動の支障になっているという声も聞かれることから、事務の効率化・合理化による事務負担の軽減が必要。
- ◆農業水利施設の多くが琵琶湖総合開発において集中的に整備され、そのほとんどが整備後 30 年以上経過するなど老朽化が進行する農業水利施設の長寿命化対策が必要。

○農地維持支払の取組は、前述の「第3章3. ④近年の取組状況」のとおり、平成30年度まで年々増加傾向にありましたが、令和元年度に887ha（38組織）減少したことから、活動継続断念組織に対し調査を行ったところ、「構成員の高齢化による参加者の減少」、「後継者不足」、「役

員の担い手不足」、「申請・報告のための事務処理が負担」等が活動継続断念の主な原因でした。

○また、活動するうえで必要となる書類の作成等事務の負担感の増大が活動に影響を及ぼしているという声もあり、今後、活動組織の広域化、土地改良区等との連携、事務システム導入促進など事務負担軽減に向けた取組が必要となっています。

○「人・農地プラン」策定済みあるいは策定に向けた取組を行っており、かつ、本対策に未取組である集落に対するアンケート調査では、未取組の理由として「過疎・高齢化等が進む中5年間の対策に取り組めるか不安」、「住民の協力が得られない」、「リーダー等の成り手不在」など「人」に関する理由が約7割を占めていました。

○本県の農業水利施設の多くが琵琶湖総合開発において集中的に整備され、そのほとんどが整備後30年以上経過するなど老朽化が進行する中、他事業も活用しながら地域の実情に応じた農業水利施設の長寿命化対策を図っていく必要があります。

(2) 今後の取組方針

◎引き続き、本対策による地域の共同活動を支援し、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮や農家への農地集積といった構造改革の後押しなど、多様な効果発現を図っていきます。

◆多様な主体の参画促進や活動組織の広域化を進め、地域資源が持続的に保全管理されるよう、更なる活動組織の体制強化を支援。

◆地域に寄り添いながら、地域の悩みや課題解決に向けた事務・技術研修会や説明会などの支援を、市町や推進協議会と連携し、継続して支援を実施。

◆農業水利施設の長寿命化対策については、他事業の活用も視野に入れながら、地域の実情にあった長寿命化対策の実施を支援。



おわりに

本活動事例集の発刊にあたり、原稿執筆や編集等にご協力いただいた活動組織、土地改良区のみなさま、また、県、市町および滋賀県土地改良事業団体連合会のみなさまにあらためて感謝申し上げます。

これからもみなさまの地域が住みやすく、元気な農村になるよう、また、楽しく活動に取り組んでいただけるよう情報提供などに努めてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本活動事例集を参考に、農村地域の維持・発展に向けた地域の共同活動が継続され、更なる充実が図られることを祈念し、結びとさせていただきます。

本活動事例集の記載内容についてご意見・ご質問等ございましたら、「滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会」、「お近くの滋賀県の地方機関」または「お近くの市町」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

○滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会事務局

◆滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3963 FAX 077-528-4888

◆滋賀県土地改良事業団体連合会（水土里ネット滋賀）

〒521-1224 東近江市林町601番地 TEL 0748-42-7144 FAX 0748-42-5574

◆お近くの滋賀県の地方機関

大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課

〒525-8525 草津市草津三丁目14-75 TEL 077-567-5415 FAX 077-564-2510

甲賀農業農村振興事務所 田園振興課

〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 TEL 0748-63-6121 FAX 0748-63-6139

東近江農業農村振興事務所 田園振興課

〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 TEL 0748-22-7722 FAX 0748-23-4912

湖東農業農村振興事務所 田園振興課

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2222 FAX 0749-24-6229

湖北農業農村振興事務所 田園振興課

〒526-0033 長浜市平方町1152-2 TEL 0749-65-6622 FAX 0749-64-1597

高島農業農村振興事務所 田園振興課

〒520-1621 高島市今津町今津1758 TEL 0740-22-6034 FAX 0740-22-4393

○お問い合わせ時には、「まるごと保全担当者」とお声かけください。